

食品に関するリスクコミュニケーション

—健康食品に関する意見交換会—

日 時	平成21年 2 月23日(月)	13 : 30～16 : 15
場 所	北海道自治労会館	4 F ホール

1. 開 会

○司会(北村) 本日は、皆様、お忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。

ただいまから、「食品に関するリスクコミュニケーションー健康食品に関する意見交換会ー」を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課の北村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

国民の健康指向の高まり等もございまして、さまざまな健康食品が流通・販売されているところでございます。本日の意見交換会は、健康食品の制度などの説明や意見交換を通じまして、健康食品の安全性や表示に関します正しい理解を深めていただき、関係者間の認識を共有していただくことを目的として開催するものでございます。

まず最初に、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。受付でお配りしている資料ですが、一番上に議事次第がございまして、その下のほうに配付資料と書いてございますので、それに従いまして御確認をお願いします。

資料1が「健康食品」に係る制度について、資料2が健康食品の安全性確保について、資料3が健康食品の賢い使い方について、資料4が健康食品の安全性第三者認証の実際についてとなっております。

不足の資料等、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

また、今後の参考とするためにアンケート用紙を同封してございます。今後の意見交換会をよりよいものにできるよう、皆様の御意見をいただくものでございますので、お帰り際には御協力のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、簡単に本日の進行について御説明いたします。

初めに、「健康食品」に係る制度について、厚生労働省食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室衛生専門官の調所より説明いたします。次に、健康食品の安全性確保について、同じく新開発食品保健対策室主査、松井より説明いたします。続きまして、健康食品の賢い使い方について、独立行政法人国立健康・栄養研究所 情報センター長の梅垣様から、健康食品の安全性第三者認証の実際について、財団法人日本健康・栄養食品協会 健康食品部長の加藤様から御講演いただきます。

その後、10分程度の休憩を挟みまして、パネルディスカッション及び会場との意見交換を行いまして、午後4時15分の終了を予定してございます。

なお、恐れ入りますけれども、会の進行に支障を来すおそれがございますので、携帯電話の電源等は、お切りになるか、マナーモードとしていただくように、御協力をよろしくお願いいたします。

「健康食品に係る制度について」

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

新開発食品保健対策室 衛生専門官 調 所 勝 弘

○司会 それでは、早速でございますけれども、厚生労働省食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室衛生専門官の調所から、「健康食品」に係る制度について説明いたします。よろしくお願いいたします。

○調所氏 ただいま紹介にあずかりました私、厚生労働省新開発食品保健対策室の調所と申します。本日は、よろしくお願いいたします。

まず、きょう、健康食品のリスクコミュニケーションということですが、私からは、「健康食品」に係る制度ということで、厚生労働省で今進めています健康食品に係る制度を簡単に説明させていただきたいと思っております。

きょうの題目にもなっているのですが、健康食品という言葉が本当にいろいろなところで聞くようになっておりますが、実際の健康食品という定義は、法令上は特にございません。体にとって健康の保持増進効果に役に立つ食品というようなことでとらえているのですが、こういった言葉がよく聞かれますが、法令上における健康食品という定義は特にないということでございます。

実際に食品というのは、朝・昼・夜の3回、2回とか4回とかいろいろありますけれども、普通に朝御飯を食べたり、焼き魚のサケを食べたり、みそ汁を飲んだり、そういったものを食品と言っているとしても、その中に、体によいと思って、毎朝私は納豆を食べるとか、ヨーグルトを食べるとか、そういう方もおられると思いますので、そういった食品も健康食品と言ってもいいかもしれません。

また、3回の食事以外に、健康のために毎日お茶を飲んでいたりとか、そういったことで食べるものも健康食品と言ってもいい。

また、見た目は本当に薬と区別がつかない、錠剤やカプセル錠になっているもので健康食品と呼ばれているものがたくさんありますけれども、そういったものをすべてを一応食品ということで、健康食品というのは国では定義がなく、一般に食品として扱われているということでございます。

その食品とはそもそも何かということですが、これは食品衛生法で、すべての飲食物と言います。ただ、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品はこれを含まないということですから、飲食物の中から薬を除いたもの、これが食品と言われております。では、その除かれるほうは薬事法で定められております薬ですが、薬はどういったものかといいますと、日本薬局方におさめられている。薬とはこういったものですよと書かれているもの、こういったものはわかりやすいのですが、日本では、疾病の診断・治療または予防に使用されることが目的とされているものや、体の構造または機能に影響を及ぼすことが目的とされているもの、こういったものも薬事法では薬ですよと言っていま

す。だから、薬局方に書かれている以外にも、そういった目的があるものは、日本では今、薬というような形になってございます。

飲食物というものの、口にするものを分類してみますと、医薬品等がございします。食品があつて、食品の中に、国の制度に定めています保健機能食品制度があります。食品とは、一般に薬以外の口にするものということですが、国では保健機能食品制度というような形で、健康食品の制度があるということでございます。

では、その保健機能食品制度とはどういったものかということですが、保健機能食品制度は平成13年4月から施行されております。それ以前から特保とか、そういったものは特別用途食品という形であったのですが、保健機能食品制度としましては平成13年4月から施行されたものでございます。そのときに、いわゆる健康食品と言われているものがいっぱいありましたが、その中で一定の条件を満たした食品を保健機能食品と称することを認める制度です。だから、一定の条件を満たした食品であっても、名乗らないということであれば、それは別に保健機能食品ということではない、あくまでも称することを認めている制度でございます。その中には、国の許可等の必要性や食品の目的・機能等の違いによって、特定保健用食品—よく特保と呼ばれているものです、それと栄養機能食品、この二つがあるということでございます。

まず、その一つは栄養機能食品ということですが、栄養機能食品は体の健全な成長、発達、健康の維持に必要な栄養成分（ビタミン、ミネラル）、こういったものの補給・補完を目的としたものでございます。高齢化や食生活の乱れ等により、通常の食生活を行うことが難しく、1日に必要な栄養成分を摂取できない場合等に栄養成分の補給・補完の目的で摂取する食品ということです。名前に「機能」と書いてあるので、体にとってすごく強化したり、何かを治すとか、そういったイメージに読まれてしまう場合がありますが、国で定めています栄養機能食品というのは、あくまでも普通食事からとるべき栄養成分、いろいろな食生活や食事量が減ってきたりしてミネラル・ビタミンがとれない、そういった場合に補給・補完をする目的というものであります。だから、実際は3食で普通に食事をとって、ビタミン・ミネラルが足りていれば、こういったものをとる必要はないのでございます。

栄養機能食品というのは、厚生労働大臣に対する個別の許可申請や届け出等を行う必要はございません。自己認証制度となっております。厚生労働省大臣が定める基準には、1日当たりの摂取目安量に含まれる栄養機能表示成分量の上限値・下限値を示した規格基準があり、また表示できる機能の内容、栄養成分を摂取する上での注意事項内容を定めた表示基準があつて、それを販売するにはこれらの基準に適合する必要があるということです。言ってみれば、1日摂取目安量の栄養成分の量が決められた量の中にあり、決められた表示をすれば、そういったものを自己認証で販売できるというものでございます。

今現在は、ビタミン12種類とミネラル5種類、計17種類の栄養機能成分があります。実際には、ここに17種類のビタミンとかミネラルが書いてあります。例えばビタミ

ンCであれば、「ビタミンCは皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに抗酸化作用を持つ栄養素です」、こういった栄養機能表示ができるということです。もちろん、機能だけではなくて、注意喚起表示ということで、ビタミンCの例をとると、「本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください」、こういった注意喚起をすることが条件となっております。

一応17種類ございますけれども、何も一つだけではなくて、複数のビタミン・ミネラルが含まれていて、栄養機能食品として販売することも可能でございます。

次に、保健機能食品でもう一つ、特定保健用食品というものでございます。よく特保と言われて、皆さん御存じかもしれませんが、特定保健用食品は体の生理学的機能や生物学的活動に影響を与える保健機能成分（薬であれば、有効成分とかというものだと思っただけであればいい）、そういった保健機能成分を含みまして、食生活において特定の保健の目的で摂取するものに対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の、これも表示をする食品でございます。食品を特定保健用食品として販売するには、先ほどの栄養機能食品とは違って、個別に生理学的機能や特定の保健機能を示す有効性・安全性等に関する国の審査を受けて、許可を得なければならないということでございます。承認とありますのは、外国から輸入されたものを承認と呼ぶのですが、基本的には許可ということで、許可を得なければならないということでございます。

その特定保健用食品ですけれども、一般に生活習慣病等に罹患する前の人もしくは境界線上の人を対象としているということでございます。要は、病気になっている方は食品で治すわけではなくて、やはり薬で治していただく。ただ、ふだんの食生活等、そういったものが問題で起こっている生活習慣病と言われるものの、まだ病気にならない手前の健康の維持増進というところで特定保健用食品をとる。もちろん、病気であった方がだんだん健康になられてきて、こういったものをとるといいのですけれども、病気を治すものではない。あくまでも、病気を治すものは医薬品であるということでございます。

その特定保健用食品にもいろいろな種類がございます。言ってみれば、これが普通の特定保健用食品というものですけれども、それ以外に、特定保健用食品の規格基準型というものがございます。表示のところは、見た目ではどれが規格基準かわからないのですけれども、ある程度許可実績が十分あって、科学的根拠が蓄積されているもの、そういったものは事務局だけで審査して、規格基準に合っていれば許可できる。そこは、あくまでも有効性のところなのですけれども、安全性とかについては個別に審査をしているものでございます。今、おなかの調子を整えるといったような食物繊維等が含有成分となっている食品が、規格基準型として認められてございます。

次に、特定保健用食品の中で、疾病リスク低減表示というものがあります。基本的には、食品には病気が治るとか低減ということは表示できないのですけれども、特保に限りまして、疾病リスク低減表示というのを認めている。今現在は、カルシウムによる骨粗鬆症になりにくいというリスク低減表示と、もう一つが葉酸の二分脊椎のような神経管閉鎖

障害を持つ子供が産まれるリスクを低減するといった、カルシウムと葉酸によるものの疾病リスク低減表示というのが認められています。

それからもう一つ、条件付き特定保健用食品というのもございます。先ほどの三つは同じマークですが、これだけが条件付きということで、有効性の科学的根拠が通常の特定保健用食品には届かないものの、一定の有効性が確認されている食品を、限定的な科学的根拠である旨の表示をすることを条件として許可しているものでございます。言ってみれば、準特保といいますか、普通の特保より有効性のところがある程度低いというような形のものでございます。特保というところで、こういった類型が分けられています。

特定保健用食品ですが、個別に審査してございます。その中の許可の要件として、まず一番重要なところは、ヒトでの有効性が明らかにされていること、もう一つは、安全性に問題が認められていないこと、ほかに、過剰な塩分等、栄養学的に問題となるようなものでないこと、食品が消費されるまでの間、製品規格への適合性が確保されていること、製品・原料の規格、製造方法、試験検査等の品質管理の方法が定められていること、実際のところ、特保はヒトでの有効性が明らかにされていることが重要であるということです。幾ら試験管とか動物で有効性が認められていても、ヒトでの有効性が明らかでないと、それは特保にはなり得ないということでございます。もちろん、食品ですから、だれが食べても安全ということが必要で、安全性に問題が認められないこと。こういった2点が、特保としての許可の要件の重要なところ。あとは、普通の食品として必要なことが許可の要件でございます。

実際、国の制度で、栄養機能食品と特定保健用食品、あわせて保健機能食品制度があるということでございます。

また、こういった食品の制度以外に、いろいろな取り締まりの制度もございます。虚偽誇大広告等禁止規定が健康増進法によって定められております。もちろん、健康食品には薬事法とか公正取引委員会がやっている景表法とか、いろいろな取り締まり等が行われているのですが、厚生労働省の中のもう一つ、健康増進法の第32条の2に「何人も食品として販売に供するものについて、その健康の保持増進の効果等に関し著しく事実と相違する、著しく人を誤認させるような広告その他の表示をしてはならない」、こういった虚偽・誇大広告等の表示の禁止規定を設けております。もちろん、広告をした場合、国民の健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれがある場合に、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告が厚生労働大臣及び地方厚生局長ができるとされ、また、その勧告に係る措置をとらなかった場合は、その者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命令でき、また命令に従わなかった場合は罰則まである法律でございます。

平成15年からこういったものが行われていますけれども、勧告まで至った食品は今のところまだございませんけれども、こういった禁止規定というところで、健康食品の適正な運用が図られているところございます。

私からは、簡単でございましたけれども、健康食品の制度ということでお話しさせていただきました。御清聴、どうもありがとうございました。（拍手）

○司会 どうもありがとうございました。

健康食品の安全性確保について

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

新開発食品保健対策室 主査 松 井 保 喜

○司会 続きまして、厚生労働省食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室、主査の松井より、健康食品の安全性確保について説明いたします。よろしくお願いいたします。

○松井氏 それでは、私から、健康食品の安全性確保という形で御説明させていただきます。

私は、今ほど説明ありました調所と同じ部署におりまして、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室というところで、健康食品の安全性確保を主な担当として行っております。

いきなり話が脱線してしまうのですが、先ほどの調所の説明にもあったのですが、ここに特保と似たような万歳マーク、青と赤と人が2人というものですが、本年度、厚生労働省で新たに定めましたトレードマークです。これから、いろいろな機会で見かけることが出てくると思うのですが、厚生労働省のマークということで、今一生懸命アピールしていますので、ぜひ御承知おきいただければと思います。

まず、健康食品というわけではないのですが、これは食の安全に関する意識調査、国民の方が食の安全についてどのような意識をお持ちになっているかを内閣府の食品安全委員会が調査したもので、毎年1度行っているのです。そもそも不安があるかどうかという話でして、まず「非常に不安である」という方が現段階で10%程度ございます。「ある程度不安である」を足して、大体50%ぐらい。何らかの不安を持っている方が現段階においても50%以上いらっしゃる。その方々がどのようなことについて不安を抱かれているかというのが次の表になりまして、まず一番多く出ておりますのが「科学的な根拠に疑問がある」、2番目として「規格基準や表示等の規則が不十分である」、また「事業者の法令遵守や衛生管理の実態に疑問がある」という順番で疑問を持たれています。

もちろん、規格基準や表示等の規則が不十分であるというのは私たちの話になるのですが、科学的な根拠に疑問、事業者の法令遵守や衛生管理に実態に疑問があるということ、こちらのほうは私どもと業界さんで協力して、国民の方の不安を払拭するよう努めていかないといけないというふうに考えているところであります。

それで、このような中で、健康食品が皆様にどのくらい使われているかを示した表がこちらにあります。これにつきましては総務省が出されているもので、総務省の家計調査から私が抜粋させていただいたものですが、まず、すべての支出を100とした場合、食料品の支出は23%程度。全体の中の4.2%が保健医療に使われている。健康保持用摂取品で0.4%、全体の0.4%が健康食品に使われているという調査結果があります。これが多いのか少ないのかが問題になってくるのですが、一つ御注意いただかなければいけな

いのは、手元にお配りしているものは非常に小さくてまことに申しわけないところなのですけれども、総務省の調査で示されている健康保持用摂取品については注意がございまして、栄養成分の補給など、保健・健康増進のために用いる食品であって、錠剤、カプセル、顆粒状、粉末状、粒状、エキス状などの通常の医薬品に類似する形態をとるものという形で、それだけでも0.4%あります。

実際のところ、先ほど調所の説明の中にございましたが、いわゆる食品の形態をとった健康食品もあります。特定保健用食品などというのはほとんどがそういった形になるわけですが、皆様の身近にあるものとしては、ヨーグルトとか納豆とか、そういったものも、今、健康食品という形で摂取されておりますので、実際の数値としてはこういった数字でなくて、もっと多く、健康食品をとるのだよという形で意識されてとられていることが多いのではないかとというふうに考えますので、実際は倍以上、健康食品というものを皆さんが摂取されているのではないかとというふうに思っております。

さて、ここからが本題になるのですけれども、最近話題となったというか、問題があった健康食品について、まずアマメシバというもの。平成15年9月にアマメシバを含む粉末剤・錠剤等の加工食品において、重篤な健康被害の報告があったということで、今現在、食品衛生法で販売禁止措置がとられています。もう一つ、実はコンフリーがあるのですけれども、当時流通していて販売を禁止したものはこれだけになります。

ただ、ここで誤解のないようにお願いしたいのですけれども、アマメシバ自体は、通常食べても特に問題ないのです。てんぷらのような形で食べられていることもあるのですが、普通にお野菜として食べる分には、特に健康被害の報告はないのです。ところが、これが健康食品の特殊性というものでして、アマメシバの葉を乾燥させて粉末状にして、通常ですと絶対食べられない量を、要するに濃縮してしまっ、それを食べることによって健康被害が発生する。ここが注意しなければならないところです。野菜として食べる分には健康被害は起きないのですが、濃縮することによって、有効成分も高濃度になるかわりに、そのほかに含まれている健康にいいのか悪いのかわからない物体Xまでも、すべてが濃縮されてしまうということもあって、きちんと調査しないと、こういった健康被害が起きますよということで、これが健康食品の問題の典型的なものになります。

二つ目としまして、アガリクスというもので、一時期話題になりましたが、がんに効くということを宣伝されて、バイブル商法と言いまして、小冊子をつけて、これを飲めばがんが治るということで、すごく販売されてしまいまして、当時大問題になったのです。それは販売の仕方が悪かったということなのですが、それとは別に、私どもでアガリクスについて問題があるのではないかとという研究結果が出まして、調べましたところ、発がんを促進する作用があったということで、今、食品安全委員会において評価中になっております。

ただ、一つ御注意いただきたいのは、発がんを促進するというのは、がんになるということではないのですね。プロモーション作用と言って、もしがんの方がこれを食べると、

がんを進行させるリスクが上がる可能性があるというもので、あくまでも可能性なのですね。ですから、プロモーション作用というのは、極端な話、しょうゆ、塩、そういった塩分の高いものでも、やはり同じようにプロモーション作用になりますし、魚を焼いたときのこげ、少々量であれば問題ないのですが、あれも大量にとると、同じように発がんの促進という形でプロモーション作用になることがあります。決してこれ自体が危ないということではないのですが、そういった作用を持っているのではないかということで、今、調査しておりまして、先日、食品安全委員会で評価案が出されております。評価案としては、結局、よくわかりませんという話になっております。今月末まで、パブリックコメントということで、国民の皆様の評価書に対する意見を求めるという形で行われております。

また、次のものとしてコエンザイムQ10。これについて、最近、販売量が非常にふえているということで、1日の摂取量を設定するべきではないかということで、食品安全委員会で検討を行っていただいたのですが、結局、いいとも悪いとも結果が出ない。明確に危険だということもないですし、逆に言うと、安全だということもない、よくわからないということです。ただ、危険性を示すデータは何も見つかっていないこともあって、原則、医薬品の1日摂取量、要するに30mgという形になっているのですが、これを超えないようにしてくださいということ。食品安全委員会では、これを超えなければリスクは上がらないでしょうということでやられています。

ただ、実際としては、諸外国においてはこれの数十倍の濃度で販売されています。30mgというのは、これを超えなければ健康被害は発生しないでしょうという、食品安全委員会で求められた数字になりますので、これの10倍飲んだからといって、直ちに健康被害が起きるというわけではないです。多分、外国のものと、20倍程度含まれているものもありますけれども、健康被害があったという報告はございません。ただ、私たちとしては、安全だとは言いきれないのではないかとということで、一応の目安として30mgを超えないようにしてくださいということで、こういった数値を設定させていただいております。

また、大豆イソフラボンというものもございます。私も、けさホテルでニュースを見ていたら、とある情報番組で豆乳の調理法というのをやっていて、私もおもしろく見ていたのですが、最近のブームで、健康食品という形で大豆イソフラボンをとりましょうということで、豆乳とか豆腐とか、そういった形で積極的に摂取される方がいらっしゃる。豆乳だけを食えるとか、そういったことであれば、全然問題ないのですが、さらにその上に上乗せして摂取する場合、要するに豆乳をたっぷり飲んで、豆腐をいっぱい食べて、さらにその上に大豆イソフラボンのカプセルを飲みましょうといった場合ですと、摂取量がどんどんふえてしまうということ。通常の食生活であれば何ら問題ないのですが、さらに上乗せして摂取する場合には、30mgぐらいにしましょうという数字が、食品安全委員会から示されております。こういった問題が、最近話題となっています。

このような話題が出てくる中で、私たちはどういった健康食品制度の改正を行ってきた

かという、まず平成3年に特定保健用食品制度の創設、続きまして平成13年に保健機能食品制度の創設、平成14年に健康増進法が成立いたしましたして、平成15年に健康増進法の改正、こちらは食品衛生法の改正と連動して行われているものになります。平成17年に健康食品に関する制度の改正ということで、特保の新類型、先ほどありました条件付き特保とか疾病リスク低減表示、規格基準型特保の創設、また、錠剤・カプセル等食品の原材料の安全性自主点検・GMPガイドラインを示させていただいております。

私たちは、具体的に健康食品の安全性に関する取り組みの概要ということで示しております、まず新開発食品の販売禁止、健康被害発生防止のための体制整備、製造段階における危害発生防止があります。

これを個々に見ていきます。まず、新開発食品の販売禁止はどのようなことかといいますと、一般に飲食に供されることがなかったもの。極端な話、今の健康食品ですと、皆さんよく御存じと思うのですが、木の皮からエキスを抽出しましたと。具体的に言うと、松の樹皮で、日本の松とは種類が違うのですが、そういったものとか、土を健康食品として食べることもあったりする。北米のほうでとれる土とか泥というのですか、古代の地層から抽出されたエキスとか、よくわからない食品が結構あるのですけれども、そういった形で、一般に飲食に供されることがなかったものとか、先ほどありました濃縮した成分を錠剤化・カプセル化するなど、通常の食品の一般的な摂取方法とは著しく異なる方法に摂取する食品とか、一般の食品と同様の食品であるけれども、その食品によると疑われる健康被害が発生した場合、こういった場合においては、食品衛生上の危害の発生を防止するため、食品安全委員会に、こういった食品を食べても安全でしょうかという形で評価をお願いします。食品安全委員会の専門家に評価をいただいて、食品として販売することを禁止することができることになっておりまして、先ほど出ましたアマメシバというのは、この経緯です。通常では食べられない量を一気に食べることによって健康被害が発生したということで、食品安全委員会の意見を聞いた上で、販売の禁止というものを行っております。

続いて、健康被害発生未然防止のための体制整備・被害発生時の拡大防止のための対応手順ということで、平成14年10月に、健康食品・無承認無許可医薬品による健康被害発生未然防止のための体制整備及び健康被害発生時の被害の拡大防止のための対応手順を定めた、健康食品・無承認無許可医薬品健康被害発生防止対応要領、非常に長い名前で私も舌をかんでしまうのですけれども、こういったものを定めて実施しております。

実際は、一般の食品の場合、健康被害が発生したときには保健所に行くことで、食品ですから保健所を通じて連絡が入ってくるのですが、これの特色としては、無承認医薬品で健康被害が発生、いわゆるサプリメントでも食品以外の医薬品的成分が入っていたものをどう取り締まるかという情報も一緒に入っておりまして、もし医薬品で健康被害が発生した場合には、通常お医者さんに行って、厚生労働省の薬務担当部局に連絡が行って、そこでお薬としての対応をとることになるのですけれども、この実施の対応要領の場合、医薬

品の部署とも連携をとって、医薬品のほうからも情報が上がってくる、食品のほうからも保健所の通常のルートを使って上がってくる、そういった形で、決して情報の漏れがないようにということで、食中毒の被害発生とはもう一歩進んだ対応をとる形になっています。

もう一つ、製造段階における危害発生防止ということで、今までの話としては、厚生労働省としてやっていきたいと思いますけれども、各事業者さんにおいても、製造する段階において、製造工程の管理をしっかりとやっていただいて、製品の安全をしっかりと守ってくださいうという目的で、これはメーカーさん向け、製造者さん向けにつくっているものになるのですが、きちんとした製造方法によって、製品ごとにばらつきがないようにつくってくださいうという形で定めさせていただいています。

このような状況の中で、私どもが健康食品の安全性に関する現状の問題点にはどのようなものがあるかと考えましたところ、まず製造段階、販売段階等に分けて考えているわけですが、まず製造段階としては、原材料の安全性が不明確なのではないかとか、工程の安全性が不明確なのではないか、個々の製品の安全をチェックできる仕組みはないのではないかという問題とか、販売段階としましては、健康食品を選ぶ際に安全性を示す目安がないとか、そういったものがあつたということで、ここにつらつら書いてあるのですが、これをいかに政策として取り組んでいくかということで、私どもは、平成19年から健康食品の安全性確保に関する検討会を立ち上げまして、検討することになりました。

検討会開催の趣旨としましては、ここに書いてあるとおりですけれども、国においては、これまで国民がそれぞれの食生活の状況に応じて適切に食品を選択できるよう、また国民に対し健康上の被害や安全性に関する不安を与えることのないよう、一定の規格基準、表示基準等を定める環境整備を行ってきたところであるけれども、一方で、近年、一般に飲食に供せられることがなかったものや特殊な形態のものなど、さまざまな食品が健康食品として流通するようになり、これに起因する健康被害の発生等が危惧されている。こういったことから、検討会を立ち上げて、しっかりとした安全性を確保していきましょうということで、健康食品の安全性確保に関する検討会を立ち上げました。

この検討会は昨年7月に取りまとめが行われたのですが、この検討会における健康食品の範囲は、先ほど説明がありました特定保健用食品は個別に安全性審査を行っているものですので、ここまで検討する必要はないだろうということで、いわゆる栄養機能食品と一般の食品、要するに納豆とかヨーグルトとか、そういったものを含めた安全性の確認を行いましょうと。ですから、この二つを範囲として検討会を開催いたしました。

その中で取りまとめられましたのがこちらになるのですが、三つ大きな柱があります。製造段階における具体的な方策と健康食品及びその体制の強化、消費者に対する普及啓発というのがございまして、個別に見ていきますと、原材料の安全性確保がございしますが、先ほども申しましたとおり、原材料が本当に安全なのか。一見したところ、今、普通に食べているものだからいいということで安易に考えがちなのですが、そういったこと

ではなくて、それが濃縮されるとか、特異的に抽出されることがありますから、そういったものを考慮した上で原材料の安全性をしっかりと考えていかなければなりませんよということで、まず健康食品のものの原材料について、文献検索などを行って毒性情報を収集する。要するに、文献等がないとか、毒性の情報もよくわからないという場合には、実際に検査を実施して、毒性の確認を行った上で使用するようにしましょうという形になっています。

二つ目の柱としまして、製造工程管理による安全性の確保ということで、先ほどガイドラインでお示しさせていただいたのですけれども、メーカーさんの問題になってくるのです。原材料の入荷から、最終製品ができ上がって製品の出荷、さらにその先、苦情処理とか回収の処理、そういったものまで含めて、メーカーさんにしっかりと安全性の確保を。要するに、つくってしまったら、これでうちの責任は終わりということではなくて、最後まで、苦情処理とかそういったものも含めた対応をしっかりととっていただきましょうということに定めさせていただいております。

一番の目玉が、健康食品の安全性確保に関する第三者認証の仕組みになるのですけれども、今まで、健康食品の安全性については、各メーカーが独自に行ってきた。この原材料は安全ですということで、メーカーで確認していたのですが、メーカーの力量によって、安全性のハードルは高いところもあればものすごく低いところもある。とりあえず調べたけれども、被害がないからいいですよという会社もあれば、しっかりと検査をやって、安全性を確認したところもあるということで、ある一定の水準をさらにもう一段階上げて、認証マークをつけることによって、この製品の安全性をしっかりとしたものですよというのを第三者的に見てもらおうという制度をつくりましょうと。これに関しては、後ほど別途説明があると思いますので、説明を省略させていただきたいと思います。

先ほどの健康食品による健康被害情報の収集・処理体制の整備、ここから上はこれまでの健康被害の処理情報だったのですけれども、医療機関で健康被害が発生した場合には私たちのところに情報が入ってくるのですが、お医者さんに対して、私たちのほうから健康食品とはこういったものですよとか、健康食品によりこういった危害が発生していますよという情報は一切行っていなかったのです。ですから、お医者さんから一方的に来るだけで、お医者さんによっては気づかない方もいらっしゃるかもしれないということもあって、私たちのほうからも積極的に、医療機関に対して健康食品でこういった被害が発生する可能性がありますよとか、そういった情報がありますよというのを流していきましょうという形で、今、制度を組み直そうという形で考えているところであります。

もう一つは、消費者に対する普及啓発ということで、今、健康食品は非常に細かく分野が分かれてきていて、一般の方に調べてくださいといっても絶対わかるものではないのです。細かくなってきたりまして、私の手元によく使う本があるのですけれども、それでも厚さ3cmぐらいあるのです。健康食品素材だけでも何百種類かあって、そんなものを一々覚えていられないというのが絶対にあるということで、専門のスタッフを育てましょうと

いうことで、これから多分国立健康・栄養研究所の方に説明をいただくのですけれども、その中でも今推進していただいているのですが、アドバイザースタッフという形で、健康食品の専門知識を持った方々の育成を図っていきましようということ。実は、この通知は3年ほど前に出させていただいているのです。こういった方を育てていきましようと言っていたのですが、実は完全に業界任せになってしまっていて、レベルの高いスタッフもいれば、とりあえず名前をつけましたというスタッフもいる。それがまた皆さんにうまく情報を伝え切れているかというのと、とりあえず資格なので取ってみましたけれども全然活用していませんという方が非常に多いこともあって、せっかく有効な制度があるのだから、それならば積極的に活用して、レベルを引き上げて、薬局とかドラッグストアで健康食品を買われる方、そういった方に積極的な情報提供ができるようにしましようという形で、アドバイザースタッフの育成を図っていこうということを行っております。

私の説明としては、制度の説明なので非常に早口でお話しさせていただいたのですが、手元にある資料を見ていただければ、わかっていただけると思うのです。制度のところは、よく知っていただかなければいけないのですけれども、お手元の資料を見ていただければわかります。

ここに、御清聴ありがとうございますとなっているのですが、手元にないけれども、この後に一番言いたいことがあって、お手元にお配りするのが非常にはばかられるところがあるので、メモをつくってみたのです。

私は健康被害の担当をしているのですが、健康食品を適切に摂取していただきたいというのが一つあるのです。まず、健康食品を選ぶ際に、それが本当に自分に必要なものなのか、皆さんによく考えていただければいけない。

一番上にありますけれども、あくまでも食生活の基本は主菜。これは、特保の下のほうに書いてあるものなのですが、主食、主菜、副菜を基本に食事のバランスが大事、これが大前提です。これにのっとった上で、それを補給するためにとるのが健康食品です。なので、みんなが食べているから、今、話題の健康食品だからというので食べていないか。もしそのような摂取をするのなら、やめていただきたいというのが一つあるのです。とりあえずブームだから食べましようというのは、絶対にやめていただきたい。逆に、ブームだからやめろということではないのです。もし本当に自分に必要ならば、ブームに乗っていただいて結構なのですが、ただ、その健康食品はどんなものか、果たして皆さん理解いただけているかというのが問題になってくるわけです。

その次の説明の中に出てきますが、梅垣先生からもっと詳しく説明があると思うのですけれども、商品の表示内容をきちんと確認していただいているか、商品に含まれている原材料を確認したか、そういった点もしっかり注意していただかなければいけない。

また、健康食品の摂取の目的はどういったものであるのか。疾病の治癒・改善を目的とするのか。薬ではありませんので、健康食品で病気が治ることはあり得ません。健康食品で病気を治そうというのは、絶対にやめていただきたい。病院にかかっているという

のが一番大事なのです。

選ぶ際にもう一つあって、健康食品を摂取する際に一番問題になるのですが、摂取目安量を守っているか。健康食品は、とればとるほど効くというものではないのですね。場合によっては害になるものです。ですから、しっかりと表示の量を守って飲んでいただくことが大前提。

また、先ほどの言葉が出てくるのですが、効果を過信して、日常の食生活がおろそかになっていないか、それが一番大事です。まず食生活。ここが最近非常に多いのですけれども、健康食品の目的は、あくまでも健康の維持増進です。病気で投薬を受けている場合は、まずお医者さんに相談してください。体調が悪い場合は、まずお医者さんに相談してくださいというのが大前提です。また、病院で投薬を受けている場合、自己判断で勝手に薬はやめないでください。健康食品で治るというものではありません。必ずお薬を飲んで、その上で健康食品をとろうとする場合に、お医者さんに「この健康食品を飲んでいいですか」というのをきちんと相談してください。そうしないと、薬の効果が消えてしまう場合があります。

最後に、怪しげな健康食品メーカーが使う文句なのですが、好転反応という言葉がよく使われます。この健康食品でじんま疹が出ましたということで、「それは好転反応です。今、体調がよくなっているのでじんま疹が出るのです。だから、1週間我慢して飲み続けてください、きっと治ります」と言われますけれども、そんなことは健康食品であり得ないのです。それは副作用ですから、逆にそれは医薬品なのです。そういったものが出るといって自体、その食品は怪しいということでもありますから、まず注意していただきたいのは、もし健康被害が出た場合には、お医者さんに必ず行く。メーカーに電話をして聞いたときに「好転反応ですよ」なんて言われたら、それはもう怪しいと思っていただきたい。それは確実に間違いですので、そういった場合には、直ちに摂取をやめて、お医者さんに行っていただくのが非常に大事になります。

今の2枚に関しては、私の個人的な見解もあるので、決して厚生労働省が代表して言っているということではないのかもしれないのですけれども、健康食品はあくまでも正常な食生活の補助を目的とするものですので、決してそれに頼り過ぎない。健康をよくするためには、食事、運動をしっかりとやっていただくことがまず第一になりますので、そこを忘れないようにお願いしたいと思います。

最後に、どたばたと駆け足になってしましまして申しわけございません。

これにて、私の話を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございました。

○質問者 これはホームページかなにかに出ていますか。

○松井(保)氏 独立行政法人国立健康・栄養研究所というところがあるのですけれども、そちらでも情報提供を行っております。実は、私どもと連携して行っておりますので、そちらのホームページを見ていただくといいと思います。次の梅垣先生の講演の中に出てき

ますが、素材ごとにこういった点に注意してくださいといった細かい情報がありますので、ぜひ活用してみてください。

「健康食品の賢い使い方について」

独立行政法人国立健康・栄養研究所
情報センター長 梅垣敬三

○司会 それでは、続きまして、健康食品の賢い使い方について、独立行政法人国立健康・栄養研究所 情報センター長の梅垣様より御講演いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○梅垣氏 皆さん、こんにちは。梅垣です。

先ほどの二人の先生方から、制度の内容を大体お話しになったので、私は健康食品とどうつき合えばいいかというところに焦点を当ててお話ししたいと思います。

それでは、パワーポイントを使って、多様な製品の流通があるということ、情報の取捨選択が重要であるということ、それから利用時にどういう点に留意すべきかということについてお話ししたいと思います。

市場には多様な製品があります。健康食品というのは定義がないというように先ほどの先生方はおっしゃいましたけれども、確かにそうで、見る人によって、どれが健康食品か、物によって違ってきます。そういうものにどうやってつき合えばいいかが問題になってくるわけです。

これは基本的なことなのですが、私たちが口の中に入れるもので医薬品以外のは、すべて食品に分類されています。食品に効能や機能の表示をしてはいけない、これは薬事法違反になるわけです。例えば一般的な要求として、今、食品にいろいろな表示をさせてくれということがあるわけです。では、普通の食品に効能・機能の表示をしたらどうということが起こるだろうかと考えたときに、大体予想できるのは、病気の治療中に、科学的な根拠もないいろいろな食品を利用してしまうということです。そして社会が混乱するような状況になってくる。だから、普通の食品に医薬品のような効能・機能の表示をしてはいけないというふうに考えるのが妥当だと思います。

ただ、例外があります。先ほどからお話がありましたが、国が認めているような特別用途食品、保健機能食品、こういうものについては、限られた範囲で表示をしてよいのです。それは、科学的な根拠があるから、その根拠に基づいて表示をしてよいことになっています。

市場にはいろいろな商品があるのですが、国が認めているマークを見ていただくのが、消費者の方にとっては一番わかりやすいと思います。特別用途食品というのは、特別の用途に使うというもので、例えば、乳児用の粉ミルク、こういうものを見てもらうとマークがついています。これらは、含有量などを国がすべてチェックしています。

それから、特定保健用食品、特保というのは個別許可型で、個々の商品ごとに許可しているものです。これにも必ずマークがついているのです。ここは国がチェックしている。

もう一つ、栄養機能食品というのが先ほど出てきました。栄養機能食品というのは規格

基準型で、ビタミン・ミネラルというのは科学的なデータが多いですから、ある一定の含量が食品に入っていれば、それなりの栄養成分の機能表示ができる、してもよいということで、厚生労働省に届け出や審査は全く要らない、勝手に売っていいですということです。そのため栄養機能食品にはマークがないのです。

市場にいろいろな製品が存在しているのですけれども、このマークを見るということが、いろいろ細かい文章で書いてある文言を見るよりも、わかりやすいと思います。

健康食品・サプリメントと一般に呼ばれているのはどこに相当するかというと、一般には国が認めている保健機能食品とそれ以外、いわゆる健康食品です。この二つをあわせて健康食品・サプリメントと今言っている状況になっています。

特定保健用食品、先ほどお話のありました個別評価型の食品ですが、このマークが必ずついています。一般の方が認識している健康食品、機能性食品という集合体がありましたら、その中の1点が特定保健用食品です。どこが違うかというと、特定保健用食品は科学的な保健作用に根拠が必ずある。根拠がないものは認められていません。それから2番目に、ヒトにおける有効性・安全性が評価されている。動物で効いたから特定保健用食品として認めるということも行われていない。最終的には、ヒトで本当に効果があるかどうかというのが評価されているわけです。それから、当該食品、その商品ごとにチェックされている。それから、摂取量の目安があるという、こういうポイントが普通の健康食品、機能性食品とは違います。

言いかえたら、実は特定保健用食品は製品情報として提供されているわけです。市場にいろいろな製品が存在していますが、特定保健用食品は最終的にこういう個々の商品ごととして情報が提供されているというふうに理解したほうがわかりやすいと思います。

次に、もう一つはビタミン・ミネラルを含む栄養機能食品です。これは規格基準型の食品で、一番重要なのは、必要な栄養成分の補給・補完で、ビタミン・ミネラルが足りない人が補う。十分とっている人は要らないのです。ビタミン12種類とミネラル5種類について表示ができることになっています。

補給・補完の意味を理解するときにわかりやすい例として、ビタミンCがあります。ビタミンCは幾らとっても下痢するぐらいで、そんなに問題はないのです。この図はヒトのデータなのですが、横軸は1日の摂取量、縦軸は血漿中濃度、体にどれぐらい保持されているかという指標だと考えていただければいいと思います。そうすると、1日に30、60、100mgとると、とればとるほど体に保持される。ところが、400mg以上になると、ほとんど頭打ちになるのです。なぜかということ、消化吸収のところで、消化管からの吸収率がすごく下がります。それから、一たん体の中に入っても、すぐに尿中に出してしまうのです。ですから、ビタミンCは幾らとっても安全だということなのです。でも、言いかえたら、この範囲でとっても、全く意味がないというふうに考えてもいいと思います。

栄養機能食品はどの範囲でとっていただきたいかというと、30とか60mgとか、こういう少ないところの人が補給・補完でとっていただきたい。もし200とか400mgとかとっている人は、実は要らないのです。そういう意味の補給・補完というふうに考えて、使っていただくものと思います。

では、いわゆる健康食品、つまり国が制度として認めていないものはどうかというと、一般的な特徴があります。例えばウコンというのは肝臓にいいと皆さんはすぐ思われるのですけれども、ウコンという製品を実際にごらんになると、確かにアキウコンというのが入っています。そのほかいろいろな原材料が入っているのです。一般の方は、いっぱい書いてあると何か得した気分になって、こういう商品を選ばれるのですけれども、実はこの中に本当に書いてある成分が入っているかというと、実はよくわかっていません。入っているものもあるし、全く入っていないものもある。入っていないというと語弊がありますが、この部屋に一滴ぐらい入れた程度の微量でも、このように表示してあるものもあるわけです。きちんとしたメーカーさんは全部入れているものもあり、そうでないメーカーもあり、ばらばらなのです。そういうことがあるということを理解してください。よいと言われる成分が多く含まれているという表示があっても、その純度とか含有量は極めてあいまいということです。あとで第三者認証の話もありますけれども、本当に表示と中身が一致しているかどうか非常に重要なのです。これは、消費者が買うときも重要だし、安全性をチェックするときも非常に重要なのです。しかし、一般的にはここは非常にあいまいになっている。これが、いわゆる健康食品の特徴です。

保健効果を期待させる食品は、三つに分けられると思います。まず、厚生労働省が表示を許可しているマークがついたもの、これはかなりチェックしていますから、安心して利用していただけると思います。ここにはないものが非常に多いです。食品はやはり安全性が重要ですから、安全性を確保したものとして日本健康・栄養食品協会、後でお話しされますが、日健栄協というところでJHFAマークというハート形のマークをつけているものがあります。実は、これは効果の保証をしているわけではないのですけれども、品質の保証をしている。だから、ある程度安全性は確保できていることで、これは利用価値がそれなりにあるかもしれません。一番の問題は、それ以外のもので、無承認・無許可医薬品とか医薬品を添加したようなものです。この三番目に分類されるものはすべて悪いわけではないのですけれども、いいものもあるし悪いものもあって整理できない。ここが今非常に問題になっているところです。

ですから、保健効果を期待させる食品は三つに分けられ、優先順位としては、まず厚生労働省の表示許可してあるもの、そこにはないものがあつたら、次に協会のマークのついたものとなるでしょう。それ以外は、利用する人の判断ですが余り勧められないという状況だと思います。

いろいろな言葉があるのですが、一般に食品と呼ばれるもののの中に健康食品というものがあります。これは、国が認めているものと、国が認めていないもの、この二つに分かれ

るわけです。国が認めているものに保健機能食品があり、この中には特定保健用食品という栄養機能食品がある。国が認めていないものの中に、いわゆる健康食品があります。機能性食品という言葉があります。機能性食品と呼ばれるものの中で、ヒトで実際に効果があるかどうかを判断して、国がきちんとチェックして認めているのが特定保健用食品です。それ以外のものは、いわゆる健康食品に分類される。サプリメントと呼ばれるものは、一般には錠剤・カプセルが該当するのですが、この中でビタミン・ミネラルに該当するものは栄養機能食品になっています。それ以外のものは、いわゆる健康食品になっています。

よく新聞などに出てきます違法に医薬品を添加したような健康食品があります。これは、実は食品の範疇には入らずに、行政的には無承認・無許可医薬品として分類されています。これが、いろいろな名前では呼ばれている食品の全体像と考えていただければいいと思います。

2番目に、情報の取捨選択ということをお話しします。

情報が、今一番問題になっています。本当に科学的根拠のない情報がありますが、ポイントとしては、情報は冷静に判断するということです。情報は科学的根拠に基づいているものが重要です。

それから、成分情報と製品情報の違いを認識することが重要です。この食品の中にこの成分が入っているから効くのだというふうに思われますけれども、では、どれだけ入っているのかとかはあまりチェックされていません。要するに、製品情報と成分情報は違いますというところを注意して読んでいただきたいと思います。

それから、公正で科学的な情報をできるだけ入手してほしいと思います。先ほどお話がありましたhfnetといって、国立健康・栄養研究所と厚生労働省が連携して出しています情報をできるだけ利用していただきたいと思います。それから、情報の評価は将来変わる可能性があることも認識して頂きたいと思います。今の時点で評価した情報は、将来変わる可能性があります。実は、ビタミンの中のビタミンEとかβ-カロテンというのは、昔はどれだけとっても安全だということで、いっぱい摂っていたのですが、最近は錠剤・カプセルとしてとると余りよくないというデータも出てきているわけです。

いろいろな情報が出てきていますが、では、どうするかということです。最終的に私が言いたいのは、必要なものは普通の食材からとるとということです。これが一番安全で安心できるということを理解していただければいいと思います。

細かいところをお話ししますと、今、情報は二つのサイトから出ていると考えていただいてもいいと思います。まず、商品を販売している企業の情報です。これは、商品の販売促進が目的ですから、いいことしか書いていないです。悪いことを書くと、消費者の方は買いませんから、一般的な特徴としては、イメージを前面に出して有効性のみが強調されている、こういう情報です。

では、マスメディアの情報はどうかというと、マスメディアから流されている情報は強

い印象を与えるように作成されています。効くのか効かないのか、危ないのか安全なのか、二者択一です。これは情報としては非常に理解しやすいのです。でも、実際はそういうものではないのです。中間状態のものもあるわけです。情報提供の目的というのは、それぞれのサイトにありますから、情報を受ける側の人が冷静に判断して、理解していただくのが重要だと思います。

間違った情報の解釈という例を示しますと、ある野菜とか果物をとったらこういう病気になりにくいと、昼の番組でも十数年やっていますけれども、実はこれについては疫学調査というものをして、それなりに科学的な根拠があるのです。ですから、もしこれを実践されるのだったら、それほど問題はないです。ただ、毎日毎日同じものを食べるというのは問題です。あの番組は日が変わりですから、皆さんそれに対応して変えられれば、そんなに問題はないのです。ただ、同じものを毎日食べるというのはよくない。バランスよく、いろいろなものを食べるのが重要です。

一番の問題は、野菜とか果物をこれだけの量は食べられないから、この中のものを濃縮して、それをとればいいというような情報が出てくることです。実は、これは正しいとは言えません。緑黄色野菜をとる人はがんになりにくい。緑黄色野菜の中にはβ-カロテンが多く入っているから、これをとればがん予防になるのだといって、昔かなりの情報が出て、β-カロテンをとっている人がいました。ところが、その後に、たばこを吸う人がβ-カロテンを過剰にとると、肺がんの発症率が逆に高まってしまうという情報が出てきたのです。要するに、野菜とか果物をとったときに出てくる科学的な情報と、その中の特定成分を使った情報とは、必ずしも一致しないということを理解していただきたいと思います。たばこを吸う人は、β-カロテンを多くとればがんになりにくいと思う前に、禁煙をしていただくのが、一番お金がかからずに安い方法だと思います。この図で科学的根拠を考えると、こちらにあり、こちらにはないということです。

それから、成分の情報と原材料の情報は違うということです。今、キノコとかイチョウの葉とか、いろいろな植物素材で科学的な論文が出てくるようになりました。こういうものを添加した商品も売られています。実は、製品の情報と商品の情報は必ずしも一致しません。個々の成分の実験をするときは、きれいなものを使って実験するのです。そうしないと、いい効果は出てきません。でも、商品に添加する原材料は、安くつくって高く売るのは当たり前のことですから、不純物を含むものが入っている可能性もあります。

ただ、メーカーさんによっても違うのです。まじめにつくっているところもありますし、そうではなくて、不純物を含むものを添加しているところもあります。これは一概にわかりません。この情報は、つくっているメーカーさんしかわかりません。この場合も、科学的な情報がどこにあるかというと、この図でこちらにはあるのですけれども、製品にあるとは限らないということを理解していただきたいと思います。

ちなみに、製品の情報として信頼できる情報が出てきているのは特保です。特定保健用食品は原材料でも評価していますけれども、最終製品でも評価しています。こういう情報

の解釈というものを理解されれば、いろいろな商品の見分け方がわかるようになってくると思います。

それから、消化吸収を検討せずに、成分の有効性が強調されているという問題があります。私たちが、あるものを口から摂取すると、消化管から吸収されて、必要な部位に行きます。でも、食べたものがすべて吸収されるとは限らないのです。よく女性の方で、コラーゲンを飲む人がいますけれども、コラーゲンは、飲んだらすべて消化管から吸収されて、自分の顔の肌になるということはありません。原材料は入りますけれども、そういう望んでいることがおこるとは限りません。それから関節にいいというのがよくありますけれども、飲んだらすべて関節にいくということもあり得ません。ある程度は関節に行くかもしれませんが、実際に、どれだけいくかというのを調べていないのが現状なのです。だから、そのような製品がいいとも言えないし悪いとも言えない、よくわからない状態というのが今のいわゆる健康食品の問題点です。こういうところも注意していただきたいと思います。

それから、科学的なデータは、いろいろな実験系で検討されているのですが、試験管内の実験、動物実験、ヒトの実験の三つのパターンがあります。多くは動物実験とか試験管内実験どまりなのです。これは悪いことではないです。それぞれの実験から得られたデータは非常に貴重です。けれども、食品であるならば、最終的にヒトが実際に摂取して本当に効果があるかというのをチェックしなければいけないのです。そういうところのデータをとるには、やはりヒト試験が必ず必要だということです。では、ヒト試験があれば、それでもう十分かという、ただ一つ二つのデータがあるから全面的に信頼できるというわけでもないということです。このような試験系の問題もあります。

これは、先ほど御紹介いただいたhfnetといって、健康食品の情報のページです。信頼できる情報をこういうところから入手していただきたいと思います。ここには、いろいろな情報を入れています。今の平日のアクセスは大体7,000～8,000件あります。公的機関が出しているホームページとしてはかなりアクセス数が多いサイトだと言われています。これは、厚生労働省と私どもの研究所で連携して情報を提供しているものです。内容は、先ほど御紹介されたことがほとんど入っています。

具体的な内容としては健康食品の基礎知識です。基礎的な情報がここにありますので、利用していただきたいと思います。

それから、安全情報・被害関連情報です。国内外でいろいろな健康食品が問題を起こしている情報があります。そういう情報を積極的に出すようにしています。

それから、話題の成分に関する情報で、ビタミン・ミネラルの情報があります。どういう食品にビタミンが多いとか、1日どれぐらいビタミン・ミネラルをとればいいのかとか、そういう基本的な情報です。また過剰摂取したらどうなのだというところの情報も、ここにすべて入っています。

それから、特定保健用食品というのは今注目されていますけれども、実際、どういう試

験をして、どういう状況で使われているかという、細かいところは公表されていません。それで、私どもの研究所で特定保健用食品の情報を集め、製品情報として提供しているところです。

それから、健康食品の素材情報データベースです。健康食品に添加される原材料の情報を提供しています。これは製品情報ではありません。あくまでも原材料の情報を提供して、有効性はヒトのデータを中心にして、ヒトでないものは積極的に集めないようにしています。ヒト試験以外のデータを積極的に集めて公開すると、一般の方が混乱するので、今はヒトのデータを中心に提供するのが妥当だろうと考え、ヒト試験の情報を中心に提供しています。これは、あくまで科学論文の情報で、だれかが言っていたとか、そういう科学的根拠のない情報は出していません。

素材情報データベースの他のものとして、安全情報があり、こういう人がとると問題が起こったとか、こういう医薬品と併用すると問題が起こったという情報も、ここに収集できる範囲で出しています。最近、1週間に二、三回新しい情報を追加していますから、前よりもかなり充実していますし、今後、もっともっと充実していく可能性があると思います。

健康食品で一番問題なのは、専門職がいて、それから消費者の方がいらっしゃいます。ここに認識のずれがあることです。例えば、我々が考えて、なぜこんな健康食品を利用されるのだろうと不思議に思うことがあるのです。でも、それは消費者の方が悪いのではなくて、きちんとした専門職または行政が消費者に正しい情報を渡していなかったという、そこが問題なのです。今回のリスクコミュニケーションもそういう認識のずれを埋める場なのですが、この場になかなか来られない人がいらっしゃいます。それでこの場に来られない方には、リスクコミュニケーションの一つとして健康食品のページをできるだけ利用していただいて、健康食品を正しく理解していただくということです。そのような考えで、今この情報ページをつくっています。

このページの基本的な考え方は、今のデータベースを介して現場の専門職に先ずこの情報を渡し、専門職から消費者に個別に情報を渡すという、ルートを重視しています。なぜかという、我々のつくったページは非常に難しいと言われているように、わかりやすい情報を書くのは難しいからです。わざと難しく書いてあるわけではありません。すべての消費者に理解できるような情報をつくるには、かなりの専門用語を省いて、情報を簡単にしなければいけないのですが、簡単にしたらどういうことが起こるかという、誤解される可能性が高いのです。誤解されるような情報をつくるよりも科学的に正しい情報をつくって、それを現場の専門職に渡し、現場の専門職が個別に消費者に情報を渡していただければ、情報は極めて正しく伝わると考えています。私たちはこういう情報提供方法をとっています。

では、現場の専門職はだれだろうというと、それは栄養士とか薬剤師とか医師とか、先ほどお話ありましたが、私どもの研究所で認定しています栄養情報担当者NRというアドバ

イザルースタッフ、こういう人をターゲットにして情報を渡せば、情報は消費者の方に必ず正しく伝わるということです。分かりにくい情報は現場の専門職に補って提供していただこうということです。ただ、これには時間がかかりますから、消費者が直接ホームページを見られるようになっています。

最近よくあることですが、消費者の方がホームページを見られて、自分がこの製品を利用して健康被害の症状を受けたが、あなたのホームページに同じことが書いてあることを連絡してくれる方もいらっしゃるのです。ということは、結構、一般の人にも利用されているということで、それなりに役立っているのではないかと思います。

最後に、利用において注意すべき事項です。安全性重視の考え方、必要性を判断する、不確かな情報をチェックする、効果的な利用方法、それから医薬品的な利用は問題、日常の食事・運動を充実させる、このような事項が重要だということです。

具体的に内容をお話ししますと、安全性に影響する要因はいろいろあります。健康食品で使われているのは、普通はそんな問題があるものはないのですが、成分自身に問題がなくても健康被害が起こります。なぜかという、利用方法の問題があるからです。それから利用者側の要因です。病気の人が利用したら、健康被害を起こす場合があります。それから品質の問題です。不純物が入っていたら、健康被害を起こします。それから医薬品と食品の相互作用で、医薬品を飲んでいる人が健康食品を利用すると、相互作用によって医薬品が効き過ぎたり、医薬品の副作用が出てしまったりするのです。そういうことで健康被害を起こす場合があります。

情報を見るときが一番のポイントは、だれが何をどれだけの量と期間摂取して、どのような被害を受けたかということです。個別のこういう事項を見ないと、情報を拡大解釈したりしますから、ここのところも気をつけて情報を理解していただきたいと思います。

あと、品質の問題です。イチョウ葉エキスというのは高齢の方に非常に人気があります。イチョウ葉エキスという製品には、GMPで原材料をきっちり精製して、医薬品グレードの品質の製品をつくっているメーカーさんもありますが、原材料を粉碎して、瓶詰めにして売っているメーカーさんもあります。でも、名前は、同じイチョウ葉エキスという名前なのです。こういう多様な製品が市場に存在しているのです。だから、先ほどからお話ししましたように、品質が確かであることが理解できる第三者認証、安全性の確保が今必要になってきています。

これは非常に基本的なことで、摂取量と生体影響の関係です。私たちはいろいろなものを摂取しますと、特定成分の摂取量と生体影響の関係が必ずあります。あるものを摂取していくと、それなりにいい効果がありますが、あるところで有効性のカーブが下がるのです。なぜかという、必ず有害な反応が出ます。簡単なものは、腹痛を起こすとか下痢を起こすとか、こういうものから、例えば臓器障害を起こすようなものもあります。

では、私たちが普通食べているものはなぜ安全で問題がないかということです。例えばレバーの中にはビタミンAが非常に多く、ビタミンAを過剰に摂取すると、過剰症を必ず

起こします。でも、なぜ通常は問題にならないかというと、食材には形があって、容積があって、においとか香りがあります。そして私たちが嗜好性をもちます。ですから、私たちは同じものを毎日毎日食べたくないし、いろいろなものを食べたいと思うのです。これが特定成分の過剰摂取の歯どめになっているのです。ところが、特定成分を錠剤・カプセルにしてしまいますと、容易に摂取できるメリットはありますが、過剰摂取になるというデメリットも出てくる。では、ビタミン・ミネラルを含む錠剤やカプセルが悪いかというと、実はそうではないのです。要は使い方なのです。高齢の方で物が食べられない方は、ビタミン・ミネラルぐらいだったら、錠剤・カプセルで品質の確かな健康食品を利用するのは悪いことではないのです。でも、そういうことをする必要がない人は、普通の食材からとるのが過剰摂取とかの問題が起こらない。必要なものは、普通の食材から摂取する。こういう基本的なことを理解していただきたいと思います。これが、健康食品と正しくつき合うときの考え方の重要なポイントだと思います。

安全に利用できる環境というのが重要です。ハイリスクグループと言われる人は、安易に健康食品を利用すべきではないということを理解していただきたいと思います。

自己判断で病気の治療や治癒に利用しない、これは原則です。なぜかということ、健康食品と医薬品は三つの違いがあります。まず、製品の品質が違うわけです。医薬品は同じ品質のものが製造されています。でも、健康食品はばらばらです。それから、利用環境として、医薬品は医師、薬剤師により、安全な利用環境が整備されています。医薬品は、確かに副作用が起こるけれども、副作用が起きにくいような状況で使おうということで、利用環境が整備されています。でも、健康食品は、製品の選択・利用は消費者の自由になっています。最近、アドバイザースタッフで利用環境を整備しようという対応も図られていますが、まだ不十分な状態です。それから、科学的根拠の質と量が違います。医薬品は病気の人を対象として有効性・安全性が評価されていますけれども、健康食品の場合は、病気の人を対象にして安全性・有効性を評価しているものはほとんどないです。そんなことは、倫理的に困難なのです。このような点があるため、病気の治療・治癒に健康食品は利用してほしくないと思います。

健康被害とその特徴としては、先ず品質の問題が、それから、自己判断による病気の治療・治癒への利用、体質の問題、それから不確かな情報があります。利用を考えるとこういうところに注意していただきたいと思います。

先ほど御紹介しましたホームページで健康食品の被害事例を出しています。これは私どものホームページです。香港衛生署で2月2日にこの情報が出たので、商品の写真付きで情報提供したところ、何と香港の話だけだと思ったら、広島、郡山、大阪、岡山で、1カ月以内に同じ商品の流通問題が出てきました。ですから、外国の話だと思っていないで、こういう情報もできるだけ見て、問題のある製品を利用しないようにしてほしいと思います。

それから、健康食品の虚偽誇大な例として、ひっかからない9カ条があります。例え

ば、摂取して発疹が出るという話もあります。それから、特許を取っているというものも、実は製造特許で、効果の特許ではないという問題もあります。ここに書いてあるのは、ひっかかりやすいことですので、できるだけこの情報を見てほしいと思います。この内容の詳細は、ホームページにQ & Aとして書いてありますから、そちらを見ていただければと思います。

健康食品の効果的な利用方法ということで、最後にお話ししますと、結論は、健康食品やサプリメントだけでは健康になれないということです。例えば、特定保健用食品は国が認めたからといって安易に使われる方がいらっしゃいますけれども、そのような考えで利用するのは適切ではありません。乱れた食生活の不安をいやす目的での利用は問題です。例えば、中華料理を食べて、これを飲めば安心だと思われることがある。これは大間違いです。特保の適切な利用方法とは、現在の食生活を改善するきっかけとして利用することです。正しい食生活を考え、基本事項、例えば糖質が気になる方、脂質が気になる方は、まず糖質や脂質の摂取制限してほしい。でも、きっかけがなければそのようなことを実践することは困難です。そこで特保は結構高いですから、特保を利用するから、食べる脂肪の量をちょっと減らそうとか、糖質をちょっと制限しようというように、望ましい食生活を遂行する動機づけとして利用して頂ければ、特保を利用する価値が高まります。当たり前のことなのです。でも、このような考えで特保を使ってほしい。特保は、うそは表示されていませんから、効果的な利用方法をすれば、表示されている効果が期待できるのです。すべての人に効くわけではないのですが、表示されている効果は期待できるということです。このように、特保とうまくつき合っていたきたいと思います。

上手な特保の使い方も私どものホームページにかなり細かく書いて紹介していますから、そこを参照していただきたいと思います。もう少し時間があれば、全部お話しできるのですが、きょうは割愛します。

特定保健用食品と栄養機能食品など、市場にはいろいろな製品が存在しています。特定保健用食品や栄養機能食品は、多様な製品の中から消費者が選択するときの選択肢を示しているというように考えていただきたいと思います。例えば、ヨーグルトは特保のものが多いのですが、特保で「おなかの調子を整える」という表示がしてあったら、おなかの調子が気になる方はこれを利用すればいい。でも、カルシウムの補給・補完にヨーグルトを使いたいというなら、栄養機能食品でもいいわけです。でも、もし高くても、普通のヨーグルトがおいしいのだったら、普通のヨーグルトでもいいということです。要するに、特保や栄養機能食品をできるだけ摂取してくださいと国は言っているわけではなくて、消費者の方が市場に存在する多様な製品の中から、自分が必要とするものを選択するときの選択肢が提供されていると考えれば良いと思います。一番重要な食品の基本は、安全でおいしいもの、価格も考えて選択してくださいと理解していただければいいと思います。

いろいろな健康食品がありますけれども、健康食品・サプリメントは、今、いいことと

悪いことがあると思っていただければいいと思います。大体いいことしか情報としては出ないのですけれども、実際は悪い情報もあると思います。例えば何か効果があるといったら、とり方によっては悪い効果も出る可能性があるのです。効果がないものは何もない、安全ですというふうに考えてもいいと思います。物事は、いいことと悪いことがあります。健康食品の場合は、健康効果というのがベネフィット、リスクとしては健康被害を受けることがありますけれども、多大な無駄な出費をしてしまう、ということがあります。ですから、このリスクとベネフィットのバランスを考えて利用してほしいと思います。

例えば、半年以上この商品を利用しているのだけれども、何のいい体感がないという方は、ベネフィットがないわけです。残っているのはリスクです。摂取を止めるかどうかは利用者が自分で判断されればいいのです。すごく調子がいいと言われる人も中にはいらっしゃるのです。そのような人は、出費もあるけれども、自分にはいい体感があるので、安全に注意して利用されればいいと思います。

健康食品の情報は、最終的には購入する消費者自身が判断しなければいけないのですけれども、NR（栄養情報担当者）という詳しい人に聞いていただきたい。それから、製造業者はこういうNRという人を雇用して、消費者に自社製品を正しく科学的に情報提供できるような状況にしていきたいと思います。

これが最後ですけれども、健康の保持・増進というのは、バランス、つまり健全な食生活、それから適度な運動と休養、この三つが成り立って初めて確保できるものです。健康食品とは、この大きな中のほんの1点だと考えられていいと思います。ですから、健康食品は補助的に利用してくださいと、先ほどお二人の先生がおっしゃいましたが、まさにそのとおりで、全体を見ながら対応していただければ、健康食品を賢く利用することができると思います。

以上です。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○司会 どうもありがとうございました。

「健康食品の安全性第三者認証の実際について」

財団法人日本健康・栄養食品協会
健康食品部長 加藤 博

○司会 続きまして、財団法人日本健康・栄養食品協会 健康食品部長の加藤様より、健康食品の安全性第三者認証の実際につきまし御講演いただきたいと思います。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤氏 紹介いただきました財団法人日本健康・栄養食品協会の加藤でございます。

まず、簡単に私どもの協会の御案内ということで御説明させていただきます。

私どもの協会の部としましては、健康食品部、特定保健用食品部、栄養食品部、教育研修部という部で構成されておまして、私は健康食品部ですが、健康食品部ではJHFAにかかわる製品の承認マークの許可制を行っております。それからもう一つ、GMPの工場の認定をさせていただいています。これから新しい部の仕事として、原材料、製品等の安全性の第三者認証という三つの事業が行われます。それから、特定保健用食品部につきましては、特定保健用食品製品の情報提供あるいは申請支援、こういう仕事がございます。それから、教育研修部につきましては、保健指導士養成。私どものビルの1階に、健康食品並びにJHFAの許可製品（私どもはJHFA商品と呼んでいます）、それから特保製品、栄養機能製品について一堂に会しまして展示をしております。

それでは、早速ですが、ここは少し飛ばしていきます。

第三者認証の実際ということでございますが、先週ですが、私どもの協会です事業者向けに説明会をさせていただきました。その内容を御説明させていただきまして、御理解をいただければというふうに思います

まず、先ほど松井主査からお話がありました認証協議会というものが恐らく3月に立ち上がってくるだろうというふうに思っておりますが、複数の機関が存在した場合、その機関同士の公平性を保つために、認証協議会がまず設置される。その後、4月以降に、私どもの認証機関が立ち上がっていく。その後、5月になるか6月になるかわかりませんが、実際の事業者から申請をいただく、こういう手はずになろうというふうに思っております。

では、安全性の第三者認証は何かということでございますが、まず、結論から申し上げますと、ここに書いてございます健康食品の健康被害への危惧をなくそうということでございます。認証プロセスに従って事業者が自主的に点検いただいた結果を私どもの機関に申請いただいて、その妥当性を評価する仕組みでございます、この仕組みを通すことによって危惧を払拭していこうというものでございます。

では、健康食品の健康被害とは何かということでございますが、製品自体の安全性につきましては、医薬品成分の混入など、梅垣先生のお話にあったとおりでございます、薬事法違反の商品被害が大半だと言われております。

それから、安全性に関する情報検索が不十分なまま開発に踏み切った例。全く新しい原材料を使ったり、あるいは限られた地域でしか飲食されていなかったものを使用してしまったり、あるいは特定の成分が高濃度に濃縮された、あるいは抽出されたというようなものが錠剤・カプセルの形状になったもの。あるいは、製造工程中に、処理の問題によりまして本来欲しくない成分が出てきてしまった、含有成分が変化した等々の要因が製品自体には考えられるというふうに思います。

二つ目には、利用者のほうからですが、先ほどからお話がございます摂取量、使用方法を間違えたための被害事例。錠剤・カプセルの形状によります過剰摂取の可能性。それから、医薬品との相互作用の問題。もう一つは、健康食品の営業許可ということでございますが、健康食品で多く使われております粉末食品製造業は食品衛生法第52条にあります34業種の中に入っておりません。したがって、条例で都道府県ごとに粉末食品製造業は決められておりますが、すべての都道府県にあるわけではないということがございます。何とかエキス末というものが、粉末食品製造業に当たると思います。

それで、実効性の担保を伴う具体的な仕組みとして厚生労働省から示されました方式が、第三者認証の仕組みを設けるということでございまして、原材料の安全性の確保、それから製造工程管理（GMP）による安全性の確保。これを事業者が実際にされた実施状況について、事業者以外の第三者によって客観的な立場から確認されることが、安全性の確保の実効性を担保する意味で望ましいという形で示されたわけでございます。

それでは、第三者認証を導入する意義でございますが、事業者から見ると、質の高い製品の普及、それから消費者から見ると選択向上につながるのではないかとということです。それから、安全性の高い製品を製造する技術力を強化するために役立つ。要は、事業者がされた安全性のプロセスを第三者に見ていただくことによって、その仕組みを理解して、不足していたものを補っていただくという意味で、技術力の強化につながるのではないかと。三つ目には、健康食品は原材料の加工方法が非常に多種多様でございまして、規格基準型に安全性を決めることは大変困難であるということで、個別の第三者認証の方式がいいのではないかとございます。それから、消費者の理解を得るために、認証基準、表示内容が統一されたものであることが望ましい。そういう意味で、安全性ガイドラインがその目的に向けて作成されているものと解釈しております。

ガイドラインの中に示された安全性評価の手順をフローチャートと呼んでいます。フローチャートの意図するものとして、安全性第三者認証は製品についての絶対的な安全性の保証ではありません、要は認証のマーク、安全性のマークをつけたからといって、リスクゼロの絶対的な安全性の保証ではありませんということです。認証機関が定めた認証プロセスによって、製品の安全性が調査されたという確認でございますので、これをもって当該食品の安全が確実に担保されるものではないということを、まず理解いただく必要があらうかと思います。

安全性の自主点検対象原材料でございますが、ガイドラインの中に書いてございます。

天然からの抽出物であって、分画、生成、化学的反応により、本来天然に存在するものと成分割合が異なっているもの及び科学的合成物を、錠剤・カプセル剤、粉末剤、液剤等々の加工食品に使用する原材料で、その原材料を製造販売する事業者、それから、それを使用して加工食品を製造販売する事業者が、安全性の自主点検対象事業者という形になります。

では、何を評価するかですが、評価すべき原材料をまず明確にさせていただく。食経験の少ない基原材料とか、基原材料に含まれる特定成分を抽出・濃縮して製造する原材料、こういうものが対象になるわけですが、まず、どんなものを評価するのかを明確にさせていただくことから始まります。明確にされた原材料をまず見なければいけないのは、食薬区分の確認ということで、専ら医薬品で使用されている成分本質ではないことを確認いただくと同時に、食品関連法規、医薬品関連法規を遵守しているかも、同時にここで確認いただきます。

この評価は、原材料ごとに行われます。食経験によって評価することが基本でございまして、食経験の評価がなかなか難しく、「何をもって食経験と言うか」とよく御質問をいただきますが、現段階では、いわゆる健康食品の食経験はこういうものだとお示しできるものはございません。ですが、私どもでは、毒性検索あるいは毒性試験というものは大変なものでございますので、評価するときに、なるべくその辺のアシスト、支援ができるような仕組みを考えていかなければいけないというふうに考えておりますが、いずれにしましても、食経験による評価ということで、まず基原原料についての文献検索をやって、安全性、毒性情報の収集をやっていただくということです。不十分な場合には毒性試験を実施して、追加の知見を得てください。

ただ、ここに書いてございますが、事業者自身の解析能力あるいは調査能力が実施に向けて大変大きな影響を与えます。したがって、事業者自身の調査・解析能力の確保が非常に重要だということで、私どもの協会では、それを支援する仕組みを検討していきたいということでございます。

次に、情報収集のポイントでございますが、食経験情報を集めると、同時に有効性・有用性データも取得されます。有害情報・有害性成分も出てまいります。有害情報の精査が大変必要だというふうに思っています。有害情報が出たらすぐ安全性が確保できないということではなくて、有害な成分が仮にあったとしても、製造中に圏外に出ていくとか、そういうことであれば、御判断いただいて、これは有害成分があるけれども、こういう形で出ていくから安全だとか、そういう意味で、有害情報が一回出たからすぐ、もうだめということでは決してなくて、精査をしていただく。

それと、有効性成分と有害性成分は裏表と書いていますが、ここにあります有効性が出たときには、やはり有害性も出てくるはずなのです。ややもすると、有効性だけに目が行きがちだというふうに思いますが、両方見てください。

それから、成分の毒性情報には、学名、使用部位をきちっと書いてください。これは文

献検索をするときにキーワードを入れていただくわけですが、学名・使用部位を間違えま
すと、文献検索の意味が全くなくなってしまいますので、正確に把握して文献検索に反映
してくださいというお願いをしております。

単品での評価が終了しますと、今度はすべての原料を一つにしまして、品質確認、配合
割合を確認いただきます。これは、摂取目安量のチェックを最後にいたしますので、この
ために配合割合が非常に重要になってまいります。

それから、原材料、製品のGMPによる管理が重要となっております。GMP管理につ
きましては、私ども健康食品のGMPの認証をしておりますが、GMP認証工場でなければ
安全性第三者認証を受けられないということになりますと、非常にハードルが高い形に
なってまいりますので、GMPを安全性の認証の中でどういう形で取り入れるかというこ
とは、認証協議会とお話しさせていただいて、説明させていただく予定でございます。

これまで、第三者認証につきましてはいろいろな質問があります。食経験とはどの程度
のことを指すのか、文献検索はどこまでやるのか、毒性試験はどこまでやるのか等々の御
質問をいただいておりますが、これにつきましては、現段階でわかるものと、それから認
証協議会とお話した後わかるものとあります。

再度フローチャートの意図するものとしましては、安全性認証は任意の制度でございま
すので、特に認証を受けないからといって販売製造ができないということではないという
ことです。それから、安全性の確保はあくまでも事業者の責任でございますので、事業者
による自主点検で安全性の確保ができるということであれば、あえて第三者認証の義務は
ございません。

まとめでございますが、このフローチャートを私どもは評価シートと呼んでいますが、
この正しい使い方が大変重要である。健康食品の健康被害への危惧は、本フローチャート
の実施により払拭できる。フローチャートによります安全性確認は、質の高い製品の普及
や消費者の選択向上につながるということで、正しい使い方をお願いしますということで、
私のお話を終えさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○司会 どうもありがとうございました。 それでは、ここで約10分間の休憩とさせて
いただきたいと思います。

（休 憩）

パネルディスカッション・意見交換

〈コーディネーター〉

厚生労働省大臣官房参事官

塚 原 太 郎

〈パネリスト〉

社団法人北海道消費者協会 非常勤講師

松 井 英美子

独立行政法人国立健康・栄養研究所

情報センター長

梅 垣 敬 三

よつ葉乳業株式会社中央研究所 研究部長

元 島 英 雅

財団法人日本健康・栄養食品協会

健康食品部長

加 藤 博

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

新開発食品保健対策室

衛生専門官

調 所 勝 弘

主 査

松 井 保 喜

○司会 それでは、皆様おそろいですので、これよりパネルディスカッション及び意見交換を始めたいと思います。

まず初めに、パネリストの御紹介をさせていただきます。

皆様からごらんになりまして左側２番目の方から、先ほど御講演いただきました独立行政法人国立健康・栄養研究所 情報センター長梅垣敬三様でございます。同じく、先ほど御講演いただきました財団法人日本健康・栄養食品協会 健康食品部長加藤博様でございます。

社団法人北海道消費者協会 非常勤講師松井英美子様でございます。

よつ葉乳業株式会社中央研究所 研究部長、元島英雅様でございます。

先ほど説明いたしました厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室 衛生専門官の調所でございます。主査の松井でございます。

最後に、一番左が本日のコーディネーターを務めます厚生労働省大臣官房参事官の塚原でございます。

意見交換の議事進行につきましては、塚原をお願いいたします。

○塚原氏 皆さん、こんにちは。

このような悪天候でお足元の悪い中、大変たくさんお集まりをいただきましてありがとうございます。

今、御紹介いただきましたした厚生労働省の塚原です。１時間ばかりの時間ですけれども、これから健康食品に関するパネルディスカッションを進めていきたいと思っています。

先ほどのお四方の御講演にもありましたように、いわゆる健康食品と言われるものの中にもたくさん出回るようになってきていまして、健康づくりの一つの道具として上手に使っていただく分には非常にいい、大変結構なものだという一方で、やはり使い方を聞

違ってしまうといろいろな困ったことも起こってくるということだろうかと思います。

それで、きょうは70名ぐらいの方が会場にお集まりいただいています、消費者の方、生産者の方、行政機関の方、あるいは報道の方も一部お見えでございますけれども、いろいろな立場の方がこういった場にお集まりをいただいて、それぞれのお立場から意見を言い合っていただくのがこのパネルディスカッションの一つの目的で、その結果として、皆さんがそれぞれの立場で、そういうこともあるのだなということを理解して帰っていただく、これがきょうの一番大きな目標でございますので、どうかその趣旨をお酌み取りいただきまして、このパネルディスカッションを意義あるものにしていただければというように考えております。

それではまず、お四方からもう既にお話をいただいておりますので、まだ御発言をさせていただいておりませんお二方から、簡単に御発言をいただきたいと思います。

まず、御紹介します。消費者の立場から御参加をしていただいております社団法人北海道消費者協会の非常勤講師をしていただいております松井様から、簡単に御発言をいただきたいと思います。

○松井(英)氏　ただいま紹介いただきました北海道消費者協会の松井と申します。

まず最初に、北海道消費者協会の紹介からさせていただきたいと思います。

北海道消費者協会といいますのは、全道に78ある地域消費者協会で組織されている消費者団体でございます。設立は昭和36年です。活動の内容としましては、消費者の視点から、さまざまな問題に対しての情報交換や啓発や情報発信などをしております。

きょうは時間がないので、早速、健康食品のほうに入らせていただきたいと思います。

いわゆる健康食品も含めまして、健康食品といいますのは、先ほどお話の中にありましたけれども、定義も位置づけもないということです。まず、健康食品ということ自体が、私たち消費者にとっての誤解のもとではないかなと思います。それと、すべての健康食品の中に錠剤とかカプセルとか、そういうものも食品と認められているというところが、とても違和感を感じますし、疑問に思います。

きょう、前段のお話の中にもありましたけれども、いわゆる健康食品という国のお墨つきであるところの特定保健用食品、栄養機能食品、そして特別用途食品が健康食品の中にありまして、もう一つのいわゆる健康食品と言われるものの中には、私たち消費者が目に触れるものとして健康補助食品、栄養補助食品、健康基盤食品、また栄養調整食品、栄養強化食品、健康飲料とか、そしてサプリメントと、いろいろな名前ではばれている食品があります。それが、日常生活の中で、テレビコマーシャルや新聞広告や折り込みチラシ、またインターネットや、ありとあらゆるところで私たちはそういうものに接する機会がたくさんあるわけですね。

特保と言われます特定保健用食品につきましても、私たちは表示を見てそれを利用するわけですが、バランスのよい食生活を基本とした上で特保の正しい使い方が先ほどの説明

の中にありましたけれども、何かお話を聞いていてわかったような気がしますが、実際には、本当にどういふふうにご利用したら効果的に利用できるのかとか、そういう細かいところは消費者にはなかなかわかりづらいところがあるかと思います。

片方のいろいろな健康食品につきましては、先ほども出ていましたけれども、過剰摂取とか、検査とか、一律基準がないとか、いろいろな問題が起きていて、事実、契約のトラブルも含めまして健康危害とかも消費者センターには出ているということでございます。

きょうは、私たちが誤解しやすいというか、わかったようでわからないところを聞いていただけたらなと思います。

○塚原氏 ありがとうございます。

続きまして、もうお一方、よつ葉乳業株式会社中央研究所の研究部長をされております元島様、よろしくお願いいたします。

○元島氏 よつ葉乳業の元島です。

私のパネリストとしての立場というのは、企業の開発する側の立場だと思うのですが、北海道は特定保健用食品の申請企業というのが実はよつ葉乳業しかなくて、私どもはヨーグルトで2005年に3年半もかけて取ったのですが、実際に特保を取得した製造メーカー側から意見を述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○塚原氏 製造者として、こんなことに気をつけているというようなものを、もうちょっと詳しくコメントしていただけますか。

○元島氏 牛乳自体もそうですけれども、ヨーグルトは、常に健康にいいとか悪いとか、本によっては、牛乳を飲むと、かえって骨粗鬆症になるとか、そういうようないろいろな怪しい情報がいっぱいあって、いつも消費者の皆さんが混乱しているというのはわかっているのですが、基本的には食品でして、私どものヨーグルトも、証明することによって初めて特保になったと、それに3年半もかかったのですが、だから、実際は食品であるという前提で僕らは考えていて、それを企業研究者として誠実に示す。そういう意味では、よそ様の特保のヨーグルトも形は食品そのものですし、それほど気にして、薬のように食品を食べる必要があるのかという意味では、開発の立場から冷静に見る視点が別にあるのではないかというふうに思います。

○塚原氏 ありがとうございます。

これで一通り講義あるいはコメントとしまして、6人のパネリストの方から御発言をいただいたことになりました。

それでは、お集まりになっている皆さんが一番関心があるのは、健康食品とは効果があるのですか、あるいは安全なのですかという、そんなところだろうと思うのですが、何かパネリスト間の議論のきっかけとして、どなたか御発言いただけませんか。

松井さん、お願いします。

○松井(英)氏 どんなことをお話ししたらいいのかのきっかけになると思うのですが、実は皆さんもよくお飲みになるかと思うのですけれども、これはいわゆる特保ですね。これを飲んだとしますよね。それで、何となく効果があるという方と、こんなのは全然効果がないというふうに分かれると思うのです。そのときに、私たちは、これを飲むのは脂肪をある程度消費しやすくするとか、体脂肪が気になる方にと言うのですけれども、そのままただ飲めばそういう効果を期待できるかということは、先ほどのお話の中でわかったと思うのですが、これを飲むに当たって、正しい飲み方があると思うのですね。これに注意するということは、ふだんからそういうことが気になっている。ここに、食生活は主食・主菜・副菜をきちっとして食品のバランスをよくと小さく書いてあります。これが基本にあって、気をつけていると、相乗効果で効果があるのではないだろうかというところを、消費者はどの程度理解できるのかなと思います。

これは確かな情報ではないのですが、これを飲むときに、BMIが23～26ぐらいの人には効果的だけれども、もうちょっと肥満になってしまうと、そんなに効果がないということを知ったのです。それで、この辺につきまして、ぜひ伺いたいと思います。

○塚原氏 特保というマークがついている食品の有効成分の限界というか、それだけで魔法の食品のように感じている方から、まあまあという人までいるのではないかということなのだけれども、その辺、今、御疑問が提示されましたが、どなたに答えていただきましょうか。研究所の梅垣先生にお願いします。

○梅垣氏 最近、カテキンが多く含まれる食品が非常に多いのですね。カテキンを多くとり過ぎて問題がないかという、今の時点では、恐らく問題はないと思います。でも、それは現時点でわかっていないだけで、将来、とり過ぎて問題があるという情報が出てくるかもしれない。それで、私は良いと言ってもほどほどに摂取するのがまず大事だと思います。そういう意味では、過剰摂取は勧められない。普通のお茶を飲んでいるときにこの飲料に置きかえる、その程度の使い方が一番妥当だと思います。

もう一つは、BMIが23～26ぐらいだったらというような話がありましたけれども、実は、BMIの高い人ほど、ちょっとしたことで効果が出やすいと思います。基本的に、この食品はどうやって利用するかということをまず考えていただきたい。こういう飲料を使うときに、普通の飲料のかわりに飲む。そうすると、過剰に摂取することはないですよ。まず、それが第一です。

それから、体脂肪が気になる人は、まずエネルギーをとり過ぎているのと、エネルギーを消費していない、この二つの要因があるわけですね。ですから、運動もしなければいけないし、ある程度エネルギー摂取を制限する、これがやはり基本的なことです。当たり前のことだけれども、なかなかできないです。だから、私が先ほどお話ししましたように、自分の行動を変えようとするときに、特保を頼りにして、これを飲んでいるのだからちょっと運動しようと、行動を変えていただく。そうすれば、そのような商品を利用する価値はあると思います。そういう考えで利用していただきたいと思います。くれぐれも

薬のような効果を期待するとか、特別な効果を期待するのはやめたほうがいいと思います。あくまでも食品の一つとして理解してほしい。

最近のメーカーのコマーシャルを見ていると、運動しながらと摂取しています。それが実は正しい方法だと思います。私自身の考えですけれども、特定保健用食品は食生活を見直す、改善するきっかけにしてもらえればよい、そうすれば特保の意義は非常に大きいと思うのです。

○塚原氏 今、特保の製品を中心に議論していただいています、特保の制度をつくった厚労省サイドとして、今の議論を受けて何か御発言はありますでしょうか。

○松井(保)氏 今のお話にありしまたとおり、厚生労働省としては、先ほどもお話ししたのですが、食生活の改善が一番でして、あくまでも特保はきっかけだと思うのです。ですから、特定の会社になってしまうので怒られるのかもしれないのですが、食事をいっぱいなさった後に特保を飲めば効くという印象を与えるようなコマーシャルが流れている事実もありますが、あれは決してあり得ないのです。特保というのは、きちんとした食生活をした上で御利用になった場合に、確実にそういった効果が出ますよというものであって、暴飲暴食をした上で特保を飲んでも、これっぽっちも効かないと思っていたほうがいいと思います。

ですから、基本は特保に頼るのではなく、健康食品に頼るのではなく、御自分の食生活、運動、習慣、そういったものを見直された上で御利用になるのがベストなのではないか。

先ほど、ボトルに小さく書いてあるというお話があったのですが、おまけでついているような印象を与えてしまうということもあって、もう少し大きく表示するように、私どもで特保の審査をするときに各メーカーさんをお願いしているところでして、今、もう少し目立つようにしなさいとか、白いバックに銀色で書いたりして、全然見えないなどというのが結構申請で上がってくるのがありますので、今、積極的にこれを大きくし、国民の皆様により正しく伝わるように、メーカー側には指導させていただいているところです。

○塚原氏 よつ葉の元島さん、特保を取られた経験から、メーカーさんとしては特保にどんなことを期待しているのか、その辺のところを触れていただけますか。

○元島氏 営業から言わせると、特保を取らないと売れないということで、3年もかけてやったのですが、それで売れるかというと、メーカーの事情もあって、それほど大きく影響するわけではないのです。

今、ヨーグルトの半分以上が特保を取っていて、何を特保にしているかというのと、大抵は乳酸菌、こういう乳酸菌を使っているから体にいいと。でも、実際にメーカーの研究者としては、特保の主張は整腸作用がありますよと言っているのです。メーカーの大抵の研究者は、それで免疫力が高まると、高齢の人には体が強くなると、そういう期待を持っているのですが、やはり主張するのは整腸効果。そういう意味では、微生物ですから、食品としての健全性と特保で証明できる部分にはちょっと差異があって、食品として

微生物が入っているものは、漬け物にしる何にしるいろいろな効果がある。ただ、今の制度で解明できるのが整腸効果というのですか、整腸作用の場合にそういうものを主張したりしていますね。

むしろ、それ以前に、食品のヨーグルトというのがあって、ブルガリアで発展して連綿と来ているというのが前提で、その上に特保というのが乗っているのかなというふうに思っております。

○塚原氏 ありがとうございます。

今、特定保健用食品の議論をしているのですが、会場の皆さんで、あのマークに非常に注目して、どちらかというと、そういう食品を一生懸命買っているという人はおられますか。余りおられないみたいですが。

今、特保の議論をしているのですが、フロアの方から何か特保について御意見、あるいは、こちらの方々に御質問したいというようなことがあったら、フロアからお受けしたいと思います。

○質問者 私、放送局でCMとか番組の審査をしている者です。ですから、最近特定保健用食品についての審査が大変多いのですが、その中で、ずっと疑問に思っていたことがあります。いつもこちらは改稿要請、謝絶ということをして多くしています。といいますのは、特定保健用食品を食べれば、いろいろな病気をしないというようなイメージのCMが多いのです。特に疑問に思っていたのは、最近、特定保健用食品の中でCMが多いのが糖尿病と高血圧、その中で極めて危険だと思った事例がありまして、それで、きょう、意味がわかりました。実は、なぜメーカーさんがこれを出してきたかという、きょうの資料1の8ページ目で、特定保健用食品の適用範囲②というのがありまして、ここの中で特保はどこの人たちを対象にするかということで、境界領域の人ということがわかりました。

そこで、メーカーさんがどういう原稿を出してきたかといいますと、糖尿病の境界型の人でも大丈夫というような原稿を出してきました。境界型の人といいますのは、御存じのように、ほとんど病気に近いわけで、あるときは治療も必要ですが、そういう形でもケーキをいっぱい食べても大丈夫とか、ビールをいっぱい飲んでも大丈夫と、境界型の人に適している、だから、境界型の糖尿病の人でも大丈夫だというようなCMをつくってきたのです。ということは、こういう範囲にすることによって、ある意味では自分たちの都合のいいような形でCMをつくってくる例が多いわけですね。だから、こういうところに秘密があったのかなということで、厚労省さんにはもっと厳しくしてほしいなという点があります。

もう一つ、先ほど特保に認定された場合の資料というのは、なかなか表に出てこないということで、独立法人の方から、そういうようなデータも出すというお話があったのですが、本来ならば、そのようなデータは我々にも明らかにされていて、どういう経緯で出てきたのか。それで、多分60%とか70%、知見もそれぐらいですから、それぐらいの方

にある程度の効果があったことは想像できるのですが、CMの中ではどういうふうに言っているかという、92%の方に満足をしていただいているというような原稿が来ています。すなわち、92%の方に特保が効果的であったことをイメージさせることが出てくるわけですね。ということは、ある意味では、特保というきちんとした制度が悪用されているというような形もありますので、我々としては、特保というのはどこまで表現できるのか、そしてどういうものを背景にして認められたのか、そしてそれを使う場合のしっかりとした明確な基準、ここまで言っていていいとか、そういうことを厚労省さんから明らかにしてほしいという希望があります。

以上です。

○塚原氏 幾つか重要な御指摘があったと思うのですが、まず、表示の問題と、それからコマーシャルをするときの誇大広告というのか、適切でない広告というのか、言葉の使い方によっては逆のほうからかみつかれてしまうかもしれませんけれども、今の御指摘について、それぞれ調所さんと松井さんとの両方に関係する部分があったように思いますので。

○調所氏 どうも貴重な御意見をありがとうございます。

私どもも、特保のコマーシャルは、普通の健康食品と違って国が認めているということがありますので、逆に、ちょっと行き過ぎた広告などをすると健康被害に陥る場合があると考えております。基本的に特保の広告というのは、許可された文言。私がきょう説明した中で、特保というものは表示の制度だと。本来、そういったものは表示できないのですけれども、許可を受ければ表示ができますよという制度なので、その許可を受けた表示は、もちろん広告の中でもそれ以上のことは言えないことになっています。

ただ、いろいろなコピーを考える方があって、これは何を言っているのかなといったような形でわからないように広告をしている場合が多く見受けられるのですけれども、そういったものでも、やはり誤認を与えるような内容であれば、我々はそういった広告の適正化をお願いしているところでございます。

また、どのくらい効いたかとか、そういったデータもあります。もちろん、そのデータによって特保が許可されている場合もあるのですけれども、中には、全然関係ないデータを出していて、それはその文言に全然関係ないデータであっても、業者さんは、いやいやこれは申請に出したデータだからとか、そういった言い訳をするところがあるのですが、そういったものにつきましては、一般の人、また放送局の方とか取り締まっている行政の方もわからないので、疑問があれば、厚生労働省の新開発食品保健対策室に確認していただきたい。こういったことを行政の皆さんにも言って、大体1日一、二件の確認の電話も来ております。

だから、特保は国が定めているので、逆に、我々も慎重にそういったところの広告規制をしているところでございます。

○塚原氏 もう一つ、承認するまでのプロセスというか、根拠となったデータの公開とい

うような観点からの御指摘もあったと思うのですが、そちらのほうは梅垣さんをお願いします。

○梅垣氏 特定保健用食品のデータは、基本的にはすべてオープンになっていなかったのです。3年ぐらい前ですか、栄養研究所のホームページに特保の情報をできるだけ出してほしいと言われたので、商品の画像、製造者（問い合わせ先）、それからその根拠となったような情報の要約みたいなものを出しています。安全性情報、有効性情報もあります。実は論文は著作権の問題があって、そのまま出すことができないので、出展を明確に示して提供しています。論文はその出典を見ていただければわかると思います。

ただ、特保の情報は私どもで全部つくれませんから、メーカーさんにきっちりしたフォーマットを投げて、書いていただき、こちらでチェックして掲載しています。チェックのためメーカー側と何回か記載情報をやりとりして最終的に出しています。

今後、必要な情報ももっとふえてくると思います。こういう情報が欲しいという要望を出していただければ、私どもは可能な範囲で対応できます。基本的に厚生労働省と調整しなければ出せない情報もありますが、御意見をいただければ、皆さんに役立つような情報提供ができるようにしたいと思います。できるだけ御意見をいただければ、ありがたいと思います。

○塚原氏 特保のお話ばかりで時間が過ぎていってしまいますので、もうちょっと話を移していきたいと思います。

今、広告という問題の御指摘がありました。これは特保に限ったことではなくて、いわゆる健康食品と一般に言われるもののことだろうと思うのですけれども、事前に会場の皆さんからいただいた御意見あるいは御質問の中でも、インターネット販売の表示、効用・効能の書き方が非常に大げさでないとか、どちらかという、根拠のない効果・効能の表示があるのでないとか、効能・効果の表示あるいは宣伝・広告の中身についての疑問、指摘が多いようでありまして、特保以外の広告の問題、表示の問題、これについて少し議論していきたいと思うのです。

また出発点で恐縮なのですが、松井さんに消費者の立場から、今度は特保以外の健康食品一般についての消費者側から見た問題意識、この辺について少しコメントをいただけますでしょうか。

○松井(英)氏 先ほどもちょっとお話ししましたテレビコマーシャル、本当に何とかならないのかなと思うぐらい何度も何度も出ています。

それから、商品に関しても、いろいろな法律の縛りがあると思うのですね、これは後でお聞きしたいのですけれども。例えば、一応健康食品ですので、加工食品の品質表示もかわってくるでしょう。ですから、健康増進法とか食品衛生法とか、もちろん薬事法にもひっかかりたり、たまにはJAS法にも係る商品もあるのだと思うのですが、そういうものがありながら、かつ規制というのでしょうか、そういうことができない現状があるのはどうしてなのかなといつも思うのですけれども、この辺をお聞きしたいと思います。

○塚原氏 なぜ規制ができないかということですが、これも厚生労働省のほうにま
ず口火を切っていただきましょうか。

○調所氏 規制をしているつもりですが、そのところが行き届いていないと言わ
れれば、そうかもしれないのですが、我々としまして、やはり健康の保持増進効果に影
響を及ぼすような虚偽誇大広告等も取り締まりということで、地方自治体もしくは本省厚
生局等を含めまして、いろいろな取り締まりをやっているところでございます。

私は今、健康増進法の立場から言っているのですけれども、そもそも薬事法というもの
があったり、また景表法とかいろいろな法律から、かなり規制をしているところで、適正
な広告化をやっているわけです。

ただ、はっきりは言っていないのですが、暗示をさせるものとか、そういったものは、
本当にこちらがそれを違反だと言い切れるかどうかという、表現の自由とかもございま
すので難しい。本当に際どいところの広告が、皆さんにとっては不愉快になっているのか
なと、そういった状況だと思います。

○塚原氏 特保以外も含めてのことになりますので、日本健康・栄養食品協会でもいろ
ろなお取り組みをされていると思うのですけれども、この辺、何か御発言していただけま
すでしょうか。

○加藤氏 私ども日健栄協としまして、20年前から規格基準をつくりまして、今は5
9、この3月6日に新しいラクトフェリンというものを追加して60品目について、規格
基準に適合しているかどうかを評価・判定させていただいております。その中で、私ども
に工場の配合表から表示、工程、この辺の一式の資料をいただきまして、規格基準に合っ
ているかどうかという判定をさせていただいて、適合したものについて第三者認証の結
果、マークをつけさせていただいております。

残念ながら、これは会員様だけということになっていまして、非会員様は対象になっ
ておりません。GMPのほうは会員・非会員問わずということになっておりますが、JHFA
マークに限っては、20年前からそういう仕組みになっていまして、私どもでも、最初
にいただく表示の内容を途中で変えられることがあります。たまたまどこかの消費者センタ
ーから、私どもの協会に御指摘の電話をいただくことがございます。事実を確認させてい
たきまして、そういう事実が確認できましたら、私どもは行政指導はできませんけれども、
その事業者さんに対しまして警告の文書を出させていただいております。それでも承知い
ただけない場合は、JHFAマークの認可を取り消す。場合によっては会員もやめていた
だく。年間に3件ほど、実際にこういう例がございます。

したがいまして、こういう事例があることは、私どもの協会の考え方がまだまだという
ところもあるかと思いますが、実際に機能しているというふうに私どもは考えておりま
す。

○塚原氏 ありがとうございます。

企業という立場から、同じ観点で御発言いただきたいのですけれども、元島さん、何かありますでしょうか。

○元島氏 食品は効能を主張できないことになっておりまして、僕ら自体はいろいろ期待するわけですが、当然、商品名にそういう感じのことを書くことができるのですが、基本的には全く一般的な食品には効能を書けない。やはり、食品の乗っているその制度の中でしか書けないという意味で、一般的な食品業界ではそういうことが余り問題にならない。

乳業においては、特に業界内の認証というのですか、公正取引上の厳密な審査をやってからパッケージ等ができますので、通常、書いてあることは栄養のことだけということになっております。

○塚原氏 ありがとうございます。

今、表示の話についていろいろ議論していただいているのですが、またフロアの方から御意見・御指摘があればと思うのですけれども、今の議論を聞いて何か。

差し支えなかったら、所属とお名前を言っていただければ助かるのですが。

○質問者 札幌消費者協会の食と健康を考える会という、いろいろなことを研究しているというか、調べているグループがあるのですが、その代表をやっているのですけれども、これだけいろいろな問題が出てきたら、国は特保以外に健康食品にきちんとした形の基準をつくって規制をかけるとか、取り締まるとかということはできないのかなと思うのですね。

それともう一つ、「お医者さまとか栄養士さん、保健師さんに相談してください」と、私たちが啓発では言って歩くのですけれども、お年寄り「私は糖尿病で薬を飲んでいる。それでもなおかつ特保で2粒ずつ飲んでいるのです」と聞いて、ちょっとびっくりしたのですよね。お年寄りはネットの世界からかなり遠いところにいて、身近なお医者様であるとか保健師さん、栄養士さんだと思うのです。ただ、飲んでいることを隠したいのかなというのもありまして、その辺は難しいのですけれども、そういうところにきちんとネットを張っていかないと、これからは健康被害も起きますしね。

本当に有効であるのであれば、健康食品もむしろ特保を取るとか、特保は効くか効かないかの境目なのだけれども、健康食品になるとかなりの効き目があるというふうに出ているので、もうちょっときちんとしたものが国として出されない限り、私たちは絶対だめよと言えないし、どうやっていいのかわからないことが現実にあるのですね。ぜひきちんとしたものをつくっていただきたいと思います。

○塚原氏 という御意見なのですが、さっき答えたよという感じが今一瞬しましたけれども。

枠組みからいうと、医薬品の成分が入っている健康食品は、もともと医薬品の世界で規制をされていますから、明らかに効能・効果をうたわなくても、医薬品が入っているものについては規制されているという前提ですね。それ以外のものについて、特に根拠がある

ものについては、特保という制度で表示に関する規制はしているという状況なのですが、そのほかにもいろいろあるのではないかと御指摘ですけれども、その辺どうですか。

○松井(保)氏 今、御指摘のあったところが、まさに今私たちがやろうとしている。制度のところでスライドをどんどん飛ばしてしまったので、きちんと御説明できていないところがあって申しわけないのですが、私が説明させていただいた資料2の11ページ下段のスライドが、まさにそこに当たるのかなというふうに思っています。要するに、消費者に対する普及啓発が非常に大事ではないかと。健康食品でいたずらな不安が広がるということも困りますけれども、まず利用していただくためには、使う方に、この健康食品はどういった健康食品なのだよというのが伝わる方法を考えなければいけない。今おっしゃられたように、インターネットを使わない方には情報が伝わらないので、どうするかという点を私たちも同じように考えまして、健康食品を売る方に説明をしてもらったらどうだろうか、要するにドラッグストアとかの店員さんとか、小売店の薬局の店員さんのような方に。

先ほどもちょっとお話しさせていただいたアドバイザリースタッフというものを制度として運用しているのですが、特にメジャーなものとしては、先ほど講演のありました梅垣先生のところでやられているNRという制度があるのですね。そういった方に、この健康食品はどういった方に向いていますよと、ただし、もし糖尿病で薬を飲まれているのだったら、まずお医者さんの指示に従ってこういう飲み方をしてくださいねというような情報を提供できるようにというのを行っていて、これから私たちのほうとして、とりあえず制度はもうありますので、要するにアドバイザリースタッフの水準を引き上げて、また広く普及させて、国民の方に的確な情報が伝わるように進めていきたい。それによって、誤った情報とか間違った使い方が改善されていくのではないかとという形で、今、努力させていただいております。

○塚原氏 御指摘は規制という話だったのですが、今、情報提供というか、公開というか、それから啓発というような観点でのお答えだったと思うのです。

せっかく日本健康・栄養食品協会の加藤さんがお見えです。役所の制度以外に、企業がつくるものでは自分の製品を売ろうというふうになってしまうので、信頼性が低いのではないかと御疑念をお持ちの方もおられると思います。さりとて、すべて一から十まで役所が全部手を出していくのも非常に現実的ではないという状況もある中で、第三者認証という制度を今検討されておられると思いますので、その辺について、先ほど御講義をいただきましたけれども、今の御質問に対して、第三者認証制度がどうお役に立てるかというような観点から、少し詳しい御説明をいただけるとありがたいと思います。

○加藤氏 第三者認証制度は、先ほどお話ししましたとおり、企業、事業者様が自主的に点検されることが前提になっております。企業様がされた結果が適正かどうか、企業様で評価の仕方も見方もそれぞれ違うこともありますので、公平・公正、適切な評価をまずしなければいけないだろうというのが一つあると思いますね。その後、マークがいろいろな

形についていくわけですが、私どもにはJHFAマークとGMPマークがあります。GMPは工場認定と、そのGMP工場で作られた製品マークがございます。今度また安全性認証マークが出てきますと、マークだらけになってしまう懸念があるのですが、実は、安全性を評価する一つのポイントとしては、原材料自身に健康危害を及ぼすようなものが入っていないかというのが一つ。まず、上流のほうのチェックですね。それから、工程で安全な成分がずっと保たれているか、あるいは設計どおりつくられているか、これがGMPですね。最終的に、それが適正に規格基準の中に入っているか。有効性を言うとか言わないという以前に、まず規格基準の品質どおりできているかということ。表示は決めた表示基準にきちっと従っているか、この3点セットで安全が保たれるものであるというふうに思っております。それができた上で、次の機能的な表示をどういうふうに表示していけばいいかという議論が必要になってくるというふうに思っております。

したがって、今、業界では、サプリメント法をつくって表示させられないのかとか、そういう議論もいただいておりますけれども、今すぐ機能表示ができるというわけではございません。

ただ、私どもが表示で気になっているところが1点ございます。それは何かといいますと、注意喚起表示でございまして、私どもの表示基準の中でも、医師・薬剤師に御相談くださいという言葉で、全部統一された形になっております。医師・薬剤師の皆様から言われるのは、「そんなに何でもかんでも持ってこられても、おれたち対応できんよ」というお話になるわけです。したがって、注意喚起については、きちっと書けるような行政指導でないと、注意喚起ですら、病気のような用語が出てくると規制に入ってしまう。これは行き過ぎた規制ではないかというふうに考えております。

○塚原氏 ありがとうございます。

今、御質問いただきましたけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

○質問者 一般消費者の関係です。

かねがね疑問に思っていたのは、松井さんの先ほどのお話の中で、誤認していると。健康食品という名称自体が既に誤認しているというか、一般的に言えば、食品というのは皆健康だと思うのです。ということは、安全だと思うのですよ。それをわざわざ健康という名前をつけた自体、日本では認定されたというか、要するに言語としてね。国語辞典に書いてあるかわかりませんが、その辺から私は疑問に思っている。

さらに、今問題になっているのは、特定商法取引の中に、要するにマルチレベルマーケティングの中に広く普及しているというか、社会的な制度の中で浸透してしまっている。ということは、健康食品なのだから、売る側は多量に売る。薬と併用していることがどれだけ体に悪いのかという啓蒙というか、私は、どちらかというと、今の日本の制度は、販売者寄りの認定制度になっていると思うのですよ。

大変申しわけないのですが、財団法人日本健康・栄養食品協会が、ある一定の団体にしかお墨つきがないと、ですから、もう一回この制度の中に健康食品というのは一体

どうなのかということ。

先ほど報道機関の方が出ていますけれども、5年前か6年前に、健康食品の正しいとり方というか、見分け方というか、そういうものは、報道で一回見た記憶があります。この辺については、売らんかな、食べんかなでなくて、健康食品とは何でしょうかという国民的レベルの議論になっていかなければ、幾ら規制をかけようが何しようが、私は国民のためにもう少しレベルを落とした議論が必要でないかと感じています。

○塚原氏 ありがとうございます。

今、御発言がありましたけれども、梅垣先生、コメントをお願いできますか。

○梅垣氏 おっしゃるとおりだと思います。

最近言われなくなったのですが、昔は、私が健康食品という言葉を使うと、行政は「いわゆる」をつけている、行政の機関にいて何で「いわゆる」をつけないのだと、クレームを受けたことがあるのです。でも、言葉の問題ではなく、やはり健康食品といわれている製品の中身が重要なのです。

今、健康食品という言葉は社会に認知されていますから、それがどういうものを意味するかという中身を、もう少し一般の方に理解していただくような機会が必要なのですね。だから、まさにおっしゃるとおりだと思います。

私どもが今一番危惧しているのは、何と3歳くらいで子供用のサプリメントを使っている人が若干いるのです。アメリカでは、子供用のサプリメントを使う状況は結構多いみたいです。アメリカで起こったことは日本でも起こるといえることが多いですね。大人用のサプリメントは向こうが進んでいまして、日本も同じように利用が拡大しています。子供用のサプリメントも、向こうでは結構使っており、日本も若干使い始めています。5年、10年先を考えたら、そのような子どものサプリメントの利用は非常に恐ろしいというか、非常に心配なことなのです。

そのようなことを含めて、行政はいろいろなことをやろうとしているのですが、それが一般の方に伝わらないというのが今の一番問題なのです。だから、こういうリスクコミュニケーションの場がもう少しできたらと思います。

ただ、ここにいらっしゃっている方はかなり関心の高い方で、ここにいらっしゃっていない方が問題のある健康食品を利用する可能性があるのです。そこをどのように対応できるかが、今一番問題だと思います。

○塚原氏 どなたか、今の健康食品そのもののあり方の問題の御指摘、あるいは啓発という観点から。

○質問者 きょうは、私にとっては非常に参考になり、ありがとうございます。

それで、私は別な切り口からお話したいと思うのですが、きょうは、私は研究開発を支援する立場で来ていますと同時に、私自身も消費者ですから、元島さんのところのヨーグルトを毎日御馳走になっていて、どうもありがとうございます。

今、北海道地域の経済というのは惨たんたる状況です。私がいる恵庭の街でも、中小企

業やベンチャーなどの倒産あるいはそれに近い状況があつて、雇用なども非常に圧迫されて厳しい状況にあります。

そういう状況の中で、一つの考え方として、私の街の基盤は農業ですから、そういうものを基礎にして、今までいろいろと研究者なりあるいは大学なり、そういった人たちが開発した、いわば健康食品に対するノウハウなり製品があるわけですね。そういうものを地域の中で有効に利用して、新しい形の北海道発の健康食品をつくったらどうかということもあつて、非常に努力をしながら、歩みの長い研究を続けているわけです。

そういうことで、確かに今、健康食品については消費者が非常に迷惑をこうむったりするケースがあつて、つくる側としてのコンプライアンスというのですか、そういうものが非常に問われている時代だと思うのですよね。だからこそ、地域がもっと頑張つて、東京、大阪、名古屋や、そういうところでつくられるような健康食品ではなくて、北海道みずから自分たちの身近な原材料を使いながら、そして北海道の老舗が開発したいろいろなもの、よつ葉乳業さんもその一つですけれども、そういうところのノウハウを使った健康食品を、我々消費者も関心を持ってそういう形でつくられる健康食品を、これからの世論として求めていかなければならないのではないかと。

最後に具体的な話をしますけれども、例えばあるベンチャーは、北海道でとれたサケの白子（産廃として金をかけて漁協が捨てていたもの）を確保して、その中からDNAを取り出して、それをもとにして健康食品を今一生懸命開発しております。それと、地場産業の特別栽培でつくった野菜を複合的に調合して、余り難しくない健康食品をつくって、日常的に地域の人につくってもらふようなことを考えていこうと。

私は、健康食品については、先ほどどなたかの御意見があつたように、提供する側が余りにも金もうけに徹するというか、健康という人間にとって一番大事なことを忘れて金になればいいということで、ごまかしの営業をやろうとするところに根本的な問題があるのではないかと。我々の場合は、国からいろいろ支援を受けて研究開発をやっていますけれども、健康づくりのための一つの基準といいますか、そういったものをぜひつくって、地方の力のない中小企業やベンチャーなどは、はっきり言って、よつ葉乳業さんがやられたような特保の申請などはできません。金もかかるし、研究者も必要だし、非常に精力のいる仕事ですから、そんなことは地域の中中小企業ができるわけないのです。しかしながら、志としては、そういうものを目指しながら、消費者に喜ばれるような健康食品をつくっていくということで、日々一生懸命やっているところもありますので、余り規制をかけていただいたり、窮屈な状況にすると、我々はますますそういうことができなくなるので、お互いに連携し合いながら、地域を健全な形にやっていただきたい。

我々のところも医療費はどんどん上がっていますから、このままでは大変です。いろいろな形で、加齢者に対する対応とかをやっていかなければならない状況にありますので、こういう会を機会にして、皆さんで知恵を絞っていただく、我々にも提言いただくことをお願いしたいと思います。

以上です。

○塚原氏 ありがとうございます。

実は、時間がもう5分過ぎていますので、できれば、あとお一方にさせていただきたいと思うのです。これはという方、お願いします。

○質問者 ちょっと聞き漏らしたのかもしれないのですが、お聞きしたいのは、まず第三者認証制度で、第三者というのはだれがどういう形で組織するのかということ。

それと、先ほど加藤先生が会員以外というふうに言うておられましたけれども、会員以外の安全性等については、どこがどういう形で、厚生労働省がすべてそういうことをやっているのかどうか、その辺をお聞きしたいのです。

○加藤氏 後半のお話だけさせていただきますが、会員以外というのは、JHFAマークの件でございまして、GMPと第三者認証については会員・非会員を問わずということになっておりますので、この辺だけ御確認させていただきたいと思いますが、その点はよろしゅうございますでしょうか。

○塚原氏 第三者の定義ですかね。

○質問者 説明が書いてあるのですが、外部の、よく一般的には学識経験者というような形で第三者を形成しているのはよくわかるのですが、例えば食品安全委員会にしてもなににしても、こうふうなことの組織で成り立っていますよね。実際に、呼びかけて第三者委員会を組織にしているのは、どういう人たちがやっているのか、それはどういう規模で認証するのかというのはどうなっているのか、お聞きしたいなと思います。

○松井(保)氏 今のお話ですが、私が加藤さんのところでというので飛ばしたところがあるのですが、資料2の10ページ下段のところにあるのです。

まず、第三者については、基本的には製造者以外の者が、その製造者がきちんとつくっているかというのを認証するということになります。ですから、今、具体的な例とさせていただきますとすれば、よつ葉乳業さんが製品をつくって、その製品が安全かどうかを認証するのが日健栄協さん、加藤さんのところになります。加藤さんが第三者になります。

ただ、そこで一つあるのが第三者、認証機関という形になるのですが、この加藤さんのところが実は裏でよつ葉乳業さんと手を結んでいて、何かをやったらどうするのだという問題がどうしても出てくるということで、さらに認証機関の上に認証協議会という学識経験者とか消費者、製造業者、もちろん業界の意見も聞かなければいけないというがあるので、業界の方とか、そういった方で、きちんと認証機関が活動しているか、偏った活動をしていないかとか、きちんと正確なチェックがなされているかというための組織を1個つくります。そこの認証協議会の中に私たちもオブザーバーとして参加させていただいて、認証協議会及び認証機関が変な方向に走っていないかというのを、業界と一緒にやっていきたいというふうに考えているところです。なので、第三者というのは、製造者以外の第三者とする。

○質問者 それはわかるのです。第三者は、厚労省が指名して集めるのですか。

○松井(保)氏 今回の検討会の中でも出ているのですが、主体となるのは業界になります。ですから、まず健康食品業界が主体となって認証機関をつくる。ただ、業界が中心になると、どうしても不安が残る。消費者に対しての説明がうまくできないことになりますね。業界側がつくるわけですから、どうしても製造メーカーの都合のいいようになるのではないかというのがあるので、そういった意味を含めて、認証協議会をつくって、そこは一般の消費者とか学識経験者、そういった方も入れて適正な運営がされるようにしている。あくまでも主体となるのは業界です。

その人選については、今、実は業界でも減量をつくっているメーカーさんいれば、製品をつくっているメーカーさんいます。また、今、実際にGMPという形でチェックをしている団体さんもありますし、検査をしている団体さんいます。ですから、そういった団体を集めて、みんなでどういった人選をするのか、まさに今、協議をしているところです。要するに、認証協議会の設立のための準備の委員会を立ち上げて、人選が公平になるように行っております。そこにも厚生労働省側も参加して、偏りがないように推し進めているところあります。

○質問者 ということは、今は第三者委員会はないのですね。

○松井(保)氏 まだないです。これからです。

○塚原氏 まだいろいろ御質問・御意見、御指摘したいという方がおられると思いますけれども、大変申しわけないのですが、私の不手際でもう10分、予定時間を超えてしまいました。

いずれにしても、きょうは、いろいろな立場の方々のいろいろな御発言があって、それぞれ非常に参考になったのではないかと考えてみますけれども、ぜひこれを機会に健康食品に関する関心を深めていただいて、あるいは周りの方々、皆さんのお近くにおられる方々にも、きょういろいろ学んだ、あるいは気づいたという点も含めて広まるように、皆さん方、これからもよろしく願いできればというふうに考えております。

短時間に駆け足で終わってしまいましたディスカッションでございましたけれども、きょうはどうもありがとうございました。

それでは、司会者にマイクを返すことにさせていただきます。

○司会 パネリストの皆様、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、健康食品に関する意見交換会を閉会いたします。

本日は、皆様方からさまざまな御質問・御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

また、長時間にわたりまして説明会の円滑な運営に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

なお、出口のほうでアンケートの回収を行ってございますので、ぜひ御協力をよろしくお願いいたします。

また、皆様のお近くでこうした意見交換会を開催することがございましたら、ぜひ御参

加いたきたいと思います。

また、外は雪がたくさん降っているようですので、足元にお気をつけの上、お帰りいただきたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。（拍手）